令和元年９月

人事行政の運営等の状況

和　歌　山　県

目　　次

Ⅰ　人事行政の運営状況

１　職員の任免及び職員数に関する状況 ---------- 1

（1）採用者数
（2）退職者数
（3）再任用職員の採用・離職状況
（4）再任用職員の職員数
（5）部門別職員数の状況と主な増減理由
（6）年齢別職員構成の状況
（7）職員数の推移

２　職員の人事評価の状況 ---------- 5

３　職員の給与の状況 ---------- 9

（1）総括
（2）給与制度の総合的見直しの実施状況
（3）一般行政職給料表の状況
（4）職員の平均給与月額、初任給等の状況
（5）級別職員数等の状況
（6）職員の手当の状況
（7）特別職の報酬等の状況
（8）公営企業職員の状況

４　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況 ---------- 38

（1）一般職員の勤務時間の状況
（2）一般職員の勤務時間の運用状況
（3）一般職員の年次有給休暇の使用状況
（4）特別休暇の導入状況
（5）介護休暇の取得者数

５　職員の分限及び懲戒処分の状況 ---------- 39

（1）分限処分者数
（2）懲戒処分者数

６　職員の服務の状況 ---------- 41

（1）育児休業、育児のための部分休業及び育児短時間勤務の取得者数
（2）育児短時間勤務の勤務形態
（3）修学部分休業の実施状況
（4）高齢者部分休業の実施状況
（5）自己啓発等休業の実施状況
（6）配偶者同行休業の実施状況

７　職員の退職管理の状況 ---------- 42

８　職員の研修の状況 ---------- 43

９　職員の福祉及び利益の保護の状況 ---------- 46

（1）公務災害・通勤災害の認定件数
（2）健康診断実施状況
（3）(一財)和歌山県職員互助会・(一財)和歌山県教育互助会・(一財)和歌山県警察共助会の状況

１０　その他知事が必要と認める事項 ---------- 47

定年退職者・勧奨退職者の再就職者数

Ⅱ　人事委員会の業務状況

１　職員の競争試験及び選考の状況 ---------- 48

（1）　採用試験の状況（平成30年度）
ア　競争試験
イ　選考
（2）　昇任の状況（平成30年度）
ア　競争試験
イ　選考

２　給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況 ---------- 52

（1）　平成30年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要
ア　民間給与と職員給与との比較
イ　平成30年4月の民間給与との較差に基づく給与改定
ウ　公務運営の改善
（2）　報告資料
ア　職員の給与
イ　民間給与関係
ウ　職員の給与と民間の給与との比較

３　勤務条件に関する措置の要求の状況 ---------- 65

４　不利益処分に関する審査請求の状況 ---------- 65

Ⅰ　人事行政の運営状況

1　職員の任免及び職員数に関する状況

(1)採用者数　（平成31年4月1日付）　（単位：人）

試験（検査）区分		合格者数	採用者数	内女性
Ⅰ種	一般行政職	71	63	31
	情報職	2	2	0
	総合土木職	12	12	1
	建築職	3	3	0
	電気職	1	1	0
	化学職A	1	1	0
	化学職B	1	1	0
	農学職	7	6	2
	林学職	5	5	2
	水産職	2	2	0
	法医鑑識職	1	1	0
	警察事務	4	2	2
	小　計	110	99	38
Ⅱ種				
	小　計	0	0	0
Ⅲ種	一般事務	6	6	1
	土木	2	2	0
	学校事務職	16	11	4
	警察事務職	8	7	3
	小　計	32	26	8
教員	小学校教員	200	193	105
	中学校教員	95	88	39
	高等学校教員	46	43	15
	特別支援学校教員	41	40	21
	養護教員	18	18	18
	寄宿舎指導員	3	3	0
	実習助手	3	3	1
	小　計	406	388	199
警察官	警察官A　男性一般	30	21	0
	警察官A　女性一般	12	9	9
	警察官A　男性武道	2	2	0
	警察官A　女性武道	1	1	1
	警察官B　女性武道	1	1	1
	警察官B　男性	24	22	0
	警察官B　女性	19	19	19
	サイバー犯罪捜査官	1	1	0
	小　計	90	76	30
資格免許職等	医師	4	4	2
	社会福祉士	9	9	5
	臨床心理士	1	0	0
	精神保健福祉相談員	2	2	1
	獣医師	1	0	0
	薬剤師	1	1	0
	保健師A	4	3	2
	保健師B	1	1	1
	診療放射線技師	2	2	0
	学校栄養職員	7	6	6
	司書	1	1	0
	研究員	1	1	1
	職業訓練指導員	1	1	0
	航空整備士	1	1	0
	文化財専門員	2	2	2
	ジオパーク専門員	2	2	0
	看護師	5	5	3
	専任教員	3	3	3
	文書専門員	1	1	1
	小　計	49	45	27
合　計		687	634	302

（平成30年度：平成30年4月1日～平成31年3月31日）（単位：人）

試験（検査）区分		採用者数	内女性
Ⅰ種	一般行政職	66	29
	総合土木職	13	1
	建築職	3	1
	電気職	1	0
	機械職	1	0
	化学職	1	0
	農学職	8	6
	林学職	5	2
	水産職	2	0
	警察事務	6	4
	小　計	106	43
Ⅱ種			
	小　計	0	0
Ⅲ種	一般事務	3	2
	土木	2	0
	学校事務職	12	2
	警察事務職	4	2
	小　計	21	6
教員	小学校教員	160	80
	中学校教員	67	27
	高等学校教員	17	3
	特別支援学校教員	41	19
	養護教員	24	24
	寄宿舎指導員	2	1
	実習助手	4	1
	小　計	315	155
警察官	警察官A　男性一般	22	0
	警察官A　女性一般	6	6
	警察官A　男性武道	2	0
	警察官B　男性	27	0
	警察官B　女性	10	10
	小　計	67	16
資格免許職等	医師	3	2
	社会福祉士	4	1
	精神保健福祉相談員	1	0
	獣医師	5	3
	薬剤師	1	1
	保健師	4	4
	栄養士	1	1
	研究員	3	0
	職業訓練指導員	2	0
	看護師	4	2
	専任教員	2	2
	県立自然博物館学芸員	2	1
	学校栄養職員	1	1
	児童福祉法務専門員	1	0
	工業技術技師	1	0
	小　計	35	18
合　計		544	238

(2)退職者数　（平成30年度）　（単位：人）

区分 職種	合計	定年退職	勤務延長後の退職	勧奨退職（定年前希望退職を含む）	普通退職	在職期間の通算を伴う退職等	その他 分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職
一般行政職	165	112	0	20	29	7	0	1	0	3
研究職	7	6	0	1	0	0	0	0	0	0
医療職	26	8	0	5	13	0	0	0	0	0
技能労務職	5	3	0	1	1	0	0	0	0	0
教育職	461	339	0	69	47	27	0	2	0	4
警察職	109	51	0	2	55	39	0	0	0	1
合　計	773	519	0	98	145	73	0	3	0	8

（注）１「普通退職」とは、定年退職及び勧奨退職のいずれの事由にも該当しないで離職する場合をいう。（例：自己都合による退職や、二以上の地方公共団体の職員としての身分を併有していたが一方の地方公共団体を離職した場合等）
２「在職期間の通算を伴う退職等」とは、「普通退職」の要件に該当するもののうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて他の地方公共団体、国等の職員となるため退職手当を支給されずに退職した場合や、二以上の地方公共団体の職員としての身分を併有していたが、一方の地方公共団体を離職した場合をいう。

(3)再任用職員の採用・離職状況　（平成30年度）　（単位：人）

区分	合計		再任用職員数														合計		再任用職員の離職者数			
			常時勤務職員		短時間勤務職員														常時勤務職員		短時間勤務職員	
							15時間30分以上19時間22分30秒未満		19時間22分30秒以上23時間15分未満		23時間15分以上27時間7分30秒未満		27時間7分30秒以上29時間3分45秒未満		29時間3分45秒以上31時間以下							
職種		任期更新		任期更新		任期更新		任期更新		任期更新		任期更新		任期更新		任期更新		任期満了		任期満了		任期満了
一般行政職	163	121	69	34	94	87	0	0	0	0	94	87	0	0	0	0	32	16	7	2	25	14
研究職	13	9	4	2	9	7	0	0	0	0	9	7	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1
医療職	17	15	3	2	14	13	0	0	0	0	14	13	0	0	0	0	3	1	1	0	2	1
技能労務職	17	14	3	1	14	13	0	0	0	0	14	13	0	0	0	0	8	7	1	1	7	6
教育職	245	161	237	154	8	7	0	0	8	7	0	0	0	0	0	0	70	18	67	16	3	2
警察職	31	26	16	13	15	13	0	0	0	0	15	13	0	0	0	0	10	5	4	2	6	3
合計	486	346	332	206	154	140	0	0	8	7	146	133	0	0	0	0	124	48	80	21	44	27

(4)再任用職員の職員数　（平成31年4月1日現在）　（単位：人）

区分	合計															
			常時勤務職員		短時間勤務職員											
							15時間30分以上19時間22分30秒未満		19時間22分30秒以上23時間15分未満		23時間15分以上27時間7分30秒未満		27時間7分30秒以上29時間3分45秒未満		29時間3分45秒以上31時間以下	
職種		任期更新		任期更新		任期更新		任期更新		任期更新		任期更新		任期更新		任期更新
一般行政職	190	130	77	40	113	90	0	0	0	0	113	90	0	0	0	0
研究職	14	12	5	3	9	9	0	0	0	0	9	9	0	0	0	0
医療職	19	13	4	0	15	13	0	0	0	0	15	13	0	0	0	0
技能労務職	10	8	2	1	8	7	0	0	0	0	8	7	0	0	0	0
教育職	287	182	280	175	7	7	0	0	7	7	0	0	0	0	0	0
警察職	24	21	11	10	13	11	0	0	0	0	13	11	0	0	0	0
合計	544	366	379	229	165	137	0	0	7	7	158	130	0	0	0	0

(5) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（平成31年4月1日現在）　（単位：人）

部門	区分		職員数 平成30年	職員数 平成31年	対前年増減数	主な増減理由等
普通会計部門	一般行政部門	議会	34	33	▲ 1	・国民文化祭・障害者芸術文化祭開催に向けた体制強化 ・IR誘致推進に向けた体制強化 ・「世界津波の日」高校生サミット終了 ・和歌山県南紀白浜空港管理事務所廃止
		総務企画	708	720	12	
		税務	155	156	1	
		民生	342	349	7	
		衛生	465	466	1	
		労働	60	57	▲ 3	
		農林水産	751	760	9	
		商工	235	230	▲ 5	
		土木	776	750	▲ 26	
		小計	3,526	3,521	▲ 5	（参考：人口10万人当たり職員数　365.0　人）
	教育部門		8,644	8,662	18	・正規職員の増加による定数増
	警察部門		2,530	2,527	▲ 3	
	小計		14,700	14,710	10	（参考：人口10万人当たり職員数　1524.99　人）
公営企業等会計部門	病院		160	160	0	
	その他		57	59	2	
	小計		217	219	2	
合計			14,917 [15,953]	14,929 [15,915]	12 [▲38]	（参考：人口10万人当たり職員数　1,547.7　人）

（注）１　職員数は一般職に属する職員であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時職員を除く。
２［　　］内は、条例定数の合計である。

(6) 年齢別職員構成の状況

（平成31年4月1日現在）

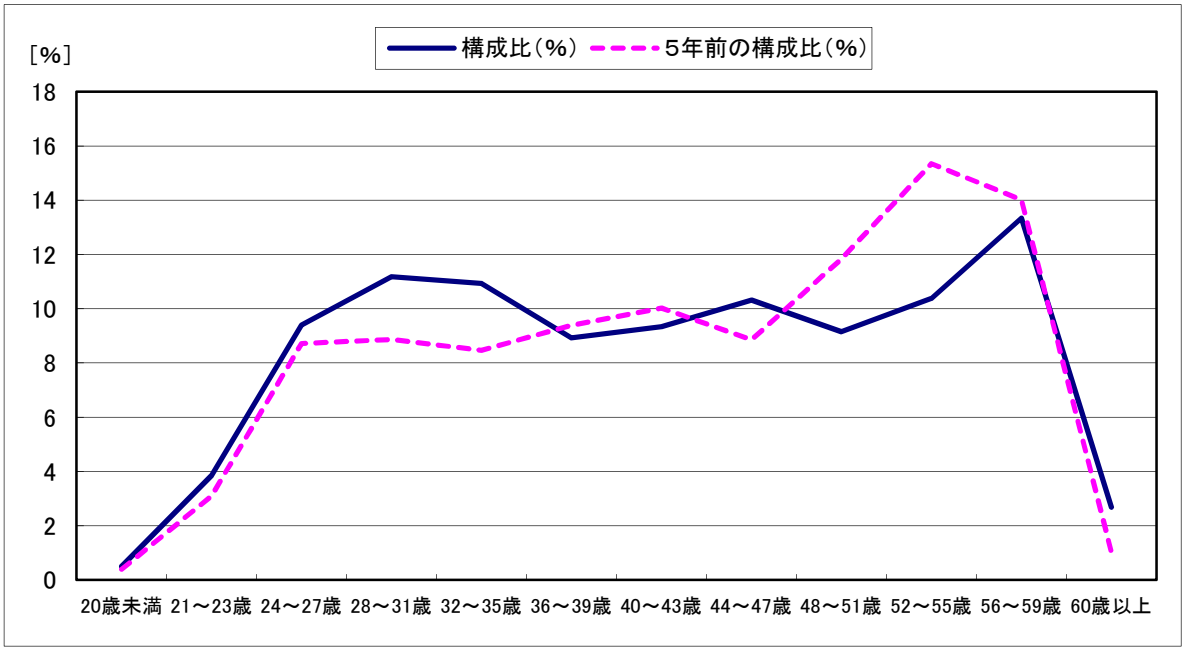

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 75	人 575	人 1,403	人 1,669	人 1,632	人 1,333	人 1,394	人 1,541	人 1,366	人 1,550	人 1,991	人 400	人 14,929

(7) 職員数の推移

（単位：人・%）

年　度 部　門	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	3,585	3,575	3,541	3,548	3,526	3,521	▲ 64　（▲1.8%）
教育	8,956	8,868	8,802	8,775	8,644	8,662	▲ 294　（▲3.3%）
警察	2,483	2,511	2,522	2,544	2,530	2,527	44　（1.8%）
消防	0	0	0	0	0	0	0　0
普通会計計	15,024	14,954	14,865	14,867	14,700	14,710	▲ 314　（▲2.1%）
公営企業等会計計	208	204	205	205	217	219	11　（5.3%）
総合計	15,232	15,158	15,070	15,072	14,917	14,929	▲ 303　（▲2.0%）

2 職員の人事評価の状況

（平成30年度）

<table>
<tr><th>区 分</th><th colspan="2">勤　務　成　績　の　評　定　の　概　要</th></tr>
<tr><td rowspan="8">知事部局</td><td>被評価者
及び評価者</td><td>
<table>
<tr><th>被　評　価　者</th><th>第1次評価者</th><th>第2次評価者</th></tr>
<tr><td>部長級職員</td><td>本庁の部長等</td><td>ー</td></tr>
<tr><td>次長級職員（本庁・出先）</td><td>本庁の部長等</td><td>ー</td></tr>
<tr><td>〃　（振興局）</td><td>振興局長</td><td>ー</td></tr>
<tr><td>課長級　所属長職員（本庁・出先）</td><td>本庁の局長等</td><td>本庁の部長等</td></tr>
<tr><td>〃　〃　（振興局）</td><td>振興局長</td><td>ー</td></tr>
<tr><td>課長級職員（本庁・出先）※所属長職員を除く</td><td>所属長</td><td>本庁の局長等</td></tr>
<tr><td>〃　（振興局）※所属長職員を除く</td><td>振興局の部長等</td><td>振興局長</td></tr>
<tr><td>課長補佐級以下及び現業職員（本庁）</td><td>副課長等</td><td>所 属 長</td></tr>
<tr><td>〃　（出先）</td><td>次長等 ※管理職手当受給者</td><td>〃</td></tr>
<tr><td>〃　（振興局）</td><td>副部長等</td><td>〃</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>評価の構成</td><td>1　職務行動評価
被評価者の評価期間中の職務行動を、職務遂行に必要とされる能力を表象する職務行動に着目した基準により評価。（「能力」を評価）
2　役割達成度評価
被評価者の担当する業務内容に即して、その課題、目標、進め方等を明確にした上で、評価期間における業務の実施結果を評価。（「実績」を評価）</td></tr>
<tr><td>評価要素</td><td>1　職務行動評価
<table>
<tr><td>部次長級</td><td>仕事の成果、基本方針の提示、適時・適切な判断、合意形成、責任ある業務遂行、組織統率</td></tr>
<tr><td>課長級</td><td>仕事の成果、企画立案、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用</td></tr>
<tr><td>課長補佐級</td><td>仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用</td></tr>
<tr><td>係長級</td><td>仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方</td></tr>
<tr><td>一般職員</td><td>仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方</td></tr>
<tr><td>現業職員</td><td>仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方</td></tr>
</table>
2　役割達成度評価
<table>
<tr><td>部次長級</td><td rowspan="6">勤務実績（目標に対する達成度）</td></tr>
<tr><td>課長級</td></tr>
<tr><td>課長補佐級</td></tr>
<tr><td>係長級</td></tr>
<tr><td>一般職員</td></tr>
<tr><td>現業職員</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>評価方法</td><td>1　職務行動評価　5段階による絶対評価
2　役割達成度評価　5段階による絶対評価</td></tr>
<tr><td>自己評価
の有無</td><td>1　職務行動評価　有り
2　役割達成度評価　〃</td></tr>
<tr><td>評価基準日</td><td>1　職務行動評価　11月1日
2　役割達成度評価　2月1日</td></tr>
<tr><td>評価対象
期　間</td><td>1　職務行動評価　4月1日から翌3月31日まで
2　役割達成度評価　〃</td></tr>
<tr><td>評定結果の
活用方法</td><td>1　職務行動評価　人材育成、任用・人事配置、分限及び給与の決定のための資料
2　役割達成度評価　人材育成及び給与の決定のための資料</td></tr>
</table>

２ 職員の人事評価の状況

（平成30年度）

<table>
<tr><th>区 分</th><th colspan="2">勤　務　成　績　の　評　定　の　概　要</th></tr>
<tr><td rowspan="8">教育委員会
（事務局）</td><td>被評価者及び評価者</td><td>
(1)教育庁
<table>
<tr><th>被評価者</th><th>第1次評価者</th><th>第2次評価者</th></tr>
<tr><td>教育企画監、局　長</td><td>教育長</td><td>－</td></tr>
<tr><td>課　長、室　長</td><td>局　　長</td><td>教育長</td></tr>
<tr><td>副課長、主幹、教育企画員</td><td>課　　長</td><td>局　　長</td></tr>
<tr><td>上記以外の職員</td><td>副課長、室長</td><td>課　　長</td></tr>
</table>
(2)教育支援事務所
<table>
<tr><th>被評価者</th><th>第1次評価者</th><th>第2次評価者</th></tr>
<tr><td>所　　長</td><td>教育総務局長</td><td>教育長</td></tr>
<tr><td>上記以外の職員</td><td>所　　長</td><td>－</td></tr>
</table>
(3)学校以外の教育機関
<table>
<tr><th colspan="2">被評価者</th><th>第1次評価者</th><th>第2次評価者</th></tr>
<tr><td colspan="2">所長、副館長</td><td>局　　長</td><td>教育長</td></tr>
<tr><td colspan="2">副所長、紀南図書館長</td><td>所長、副館長</td><td>局　　長</td></tr>
<tr><td rowspan="3">上記以外の職員</td><td>教育センター学びの丘の職員</td><td>副所長</td><td>所　　長</td></tr>
<tr><td>紀南図書館の職員</td><td>紀南図書館長</td><td>副館長</td></tr>
<tr><td>図書館・近代美術館・博物館・紀伊風土記の丘・自然博物館の職員</td><td>副館長</td><td>－</td></tr>
</table>
(4)派遣職員
<table>
<tr><th>被評価者</th><th>第1次評価者</th><th>第2次評価者</th></tr>
<tr><td>文化財センターの事務局長</td><td>文化遺産課長</td><td>生涯学習局長</td></tr>
<tr><td>上記以外の文化財センターの職員</td><td>事務局長</td><td>文化遺産課長</td></tr>
<tr><td>和歌山県体育協会の事務局長</td><td>スポーツ課副課長</td><td>スポーツ課長</td></tr>
<tr><td>上記以外の和歌山県体育協会の職員</td><td>スポーツ課副課長</td><td>スポーツ課長</td></tr>
<tr><td>関西ワールドマスターズゲームズ2021組織委員会事務局の部長</td><td>スポーツ課長</td><td>生涯学習局長</td></tr>
<tr><td>上記以外の関西ワールドマスターズゲーム2021組織委員会の職員</td><td>部長</td><td>スポーツ課長</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>評価の構成</td><td>① 職務行動評価
職員が職務遂行の中でとった行動を別に定める標準職務遂行能力の評価項目ごとに、各評価項目に係る能力が具現されるべき行動に照らして、当該職員が発揮した能力の程度を評価する。(「能力」を評価)

② 役割達成度評価
職員が果たすべき役割について、担当業務に関する目標を定めることその他の方法により当該職員に対してあらかじめ示した上で、当該役割を果たした程度を評価する。(「業績」を評価)</td></tr>
<tr><td>評 価 要 素</td><td>① 職務行動評価
企画立案、コミュニケーション、実行力、責任感、倫理観

② 役割達成度評価
職員が果たすべき役割について、自ら担当業務に関する目標を定め、当該役割を果たした程度を評価する。</td></tr>
<tr><td>評 価 方 法</td><td>① 職務行動評価　5段階による絶対評価
② 役割達成度評価　〃</td></tr>
<tr><td>自己評価の有無</td><td>① 職務行動評価　有り
② 役割達成度評価　〃</td></tr>
<tr><td>評価基準日</td><td>① 職務行動評価　11月1日
② 役割達成度評価　〃</td></tr>
<tr><td>評価期間</td><td>① 職務行動評価　4月1日から翌3月31日まで
② 役割達成度評価　〃</td></tr>
<tr><td>評定結果の活用方法</td><td>① 職務行動評価
人材育成、任用、分限及び給与の決定のための資料
② 役割達成度評価
人材育成及び給与の決定のための資料</td></tr>
</table>

２ 職員の人事評価の状況

（平成30年度）

<table>
<tr><th>区 分</th><th>勤 務 成 績 の 評 定 の 概 要</th></tr>
<tr><td rowspan="8">県立学校</td><td>被評価者及び評価者</td><td><table><tr><th>被評価者</th><th>第1次評価者</th><th>第2次評価者</th></tr><tr><td>校長</td><td>学校人事課長</td><td>学校教育局長</td></tr><tr><td>教頭</td><td>校長</td><td>学校人事課長</td></tr><tr><td>教諭等</td><td>教頭</td><td>校長</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>評価の構成</td><td>目標申告（自己申告）と業績評価から構成</td></tr>
<tr><td>評 価 要 素</td><td><table><tr><td>校長・教頭</td><td>学校運営、学校教育の管理、職員把握・育成</td></tr><tr><td>教諭等</td><td>学習指導、学級運営、生徒指導、進路指導、特別活動、校務分掌、その他全般、保健管理、保健指導、学部経営、学校教育の管理等</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>評 価 方 法</td><td>目標申告：3段階による絶対評価
業績評価：5段階による絶対評価</td></tr>
<tr><td>自己評価の有無</td><td>有り</td></tr>
<tr><td>評価基準日</td><td>目標申告：12月末日
業績評価： 1月末日</td></tr>
<tr><td>評 価 期 間</td><td>毎年4月1日～翌年3月31日</td></tr>
<tr><td>評定結果の活用方法</td><td>目標申告：人材育成及び給与の決定のための参考資料
業績評価：人材育成、任用、分限及び給与の決定のための参考資料</td></tr>
</table>

2 職員の人事評価の状況

（平成30年度）

<table>
<tr><th>区 分</th><th colspan="2">勤 務 成 績 の 評 定 の 概 要</th></tr>
<tr><td rowspan="8">警察本部</td><td>被評価者及び評価者</td><td>
<table>
<tr><th>被評価者</th><th>第1次評価者</th><th>第2次評価者</th></tr>
<tr><td>所属長</td><td>所管部長</td><td>－</td></tr>
<tr><td>次席・管理官・副署長等</td><td>所属長</td><td>－</td></tr>
<tr><td>調査官・課長補佐・署課長等</td><td>管理官等</td><td>次席・副署長等</td></tr>
<tr><td>係長・主任・係員</td><td>担当補佐・署課長等</td><td>管理官等</td></tr>
<tr><td>初任科生</td><td>担当教官</td><td>校長補佐</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>評価の構成</td><td>【初任科生以外の警察官・警察職員】
① 能力評価
職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価
② 業績評価
職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価

【初任科生】
○ 特別評価（能力評価のみ）
職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価</td></tr>
<tr><td>評 価 要 素</td><td>【初任科生以外の警察官・警察職員】
① 能力評価
責任感、公正性、積極性、粘り強さ等
② 業績評価
職員が果たすべき役割について、業務に関する目標をあらかじめ定めた上での当該役割を 果たした程度

【初任科生】
○ 特別評価（能力評価のみ）
責任感、公正性、積極性、粘り強さ等</td></tr>
<tr><td>評 価 方 法</td><td>【初任科生以外の警察官・警察職員】
能力評価及び業績評価ともに5段階による絶対評価

【初任科生】
2段階による絶対評価</td></tr>
<tr><td>自己評価の有無</td><td>【初任科生以外の警察官・警察職員】
有り
【初任科生】
無し</td></tr>
<tr><td>評価基準日</td><td>能力評価 12月1日
業績評価 6月1日、12月1日</td></tr>
<tr><td>評 価 期 間</td><td>能力評価 12月1日から11月30日まで
業績評価 12月1日から翌年5月31日まで、6月1日から11月30日まで
特別評価（初任科生） 初任教養期間中</td></tr>
<tr><td>評価結果の活用方法</td><td>昇任、給与、分限等</td></tr>
</table>

３　職員の給与の状況

(1) 総括

ア　人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口（平成31年1月1日）	歳　出　額 A	実質収支	人　件　費 B	人件費率 B／A	（参考）平成29年度人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
30年度	964,598	527,013,741	3,450,513	140,081,773	26.6	27.1

イ　職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B／A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
30年度	14,700	62,818,702	12,690,323	25,478,618	100,987,643	6,870

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
２　職員数は平成30年4月1日現在の人数である。
３　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

ウ　ラスパイレス指数の状況

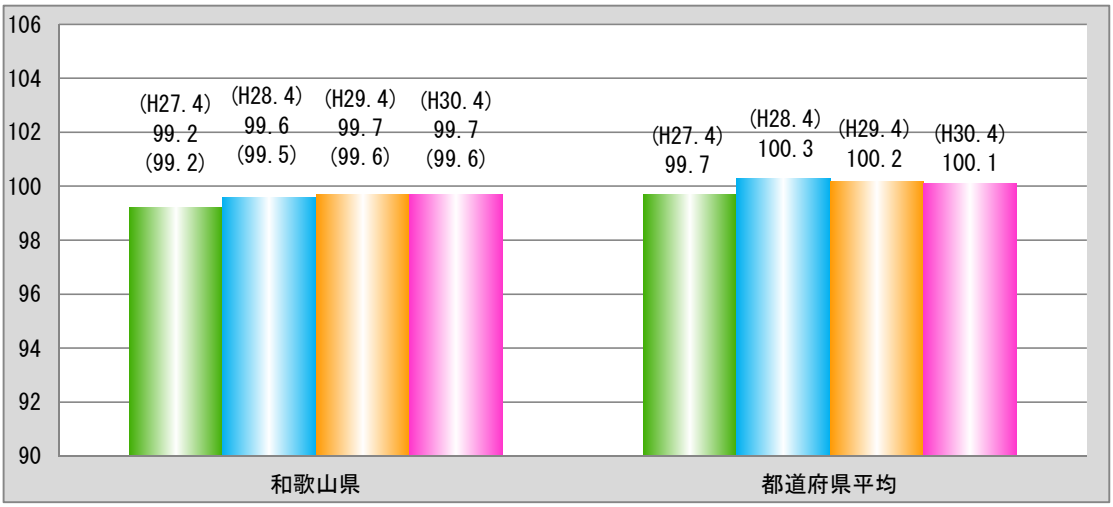

（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(1)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
２　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給率）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

エ　給与改定の状況

（ア）　月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	（参考）国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧　告（改定率）		
30年度	円 375,745	円 375,084	円 661	% 0.18	% 0.18	% 0.16

（注）　「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

（イ）　特別給（期末勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	（参考）国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧　告（改定月数）		
30年度	月 4.44	月 4.40	月 0.04	月 0.05	月 4.45	月 4.45

（注）　「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(2)　給与制度の総合的見直しの実施状況

①給料表の見直し

平成27年4月1日から、一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げた。他の給料表についても、一般行政職との均衡を踏まえ見直しを実施。

経過措置として、平成30年3月31日までの3年間の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

平成27年4月1日から段階的に支給割合を引き上げることとしており、平成27年4月1日時点及び給与改定後平成27年4月に遡及した支給割合は、次のとおり。

		平成26年度支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度支給割合	平成29年度支給割合	平成30年度支給割合
			4月1日時点	遡及改定後			
和歌山市 橋本市	国	3%	4%	5%	6%	6%	6%
	和歌山県	3%	4%	4%	5%	5%	5%
その他の県内市町村	国	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	和歌山県	0%	0%	0.4%	1.5%	1.5%	1.5%

③その他の見直し内容

平成27年4月1日から、管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施

(3)　一般行政職給料表の状況（平成31年4月1日現在）

（単位：　円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号給の給料月額	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	458,400
最高号給の給料月額	247,600	304,200	350,000	384,200	393,000	408,200	444,900	468,600	527,500

(4) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア　職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43.6 歳	330,037 円	411,466 円
技能労務職	56.2 歳	330,879 円	357,437 円
うち用務員	56.2 歳	330,879 円	357,437 円
うち運転業務員	― 歳	― 円	― 円
うち守衛	― 歳	― 円	― 円
高等（特別支援・専修・各種）学校教育職	44.2 歳	374,389 円	428,119 円
小・中学校（幼稚園）教育職	41.5 歳	347,944 円	393,125 円
警　察　職	37.4 歳	313,691 円	435,704 円

（注）１　「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
　　２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。

イ　職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区　分		和歌山県	国	
一般行政職	大　学　卒	187,200 円	総合	185,200 円
			一般	180,700 円
	高　校　卒	153,000 円	148,600 円	
技能労務職	高　校　卒	150,700 円	― 円	
高等学校教育職	大　学　卒	209,100 円	― 円	
小・中学校教育職	大　学　卒	209,100 円	― 円	
警　察　職	大　学　卒	206,900 円	209,700 円	
	高　校　卒	174,400 円	171,200 円	

ウ　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成31年4月1日現在）

区　分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大　学　卒	267,085 円	366,418 円	383,071 円	394,905 円
	高　校　卒	226,521 円	316,105 円	352,256 円	365,909 円
技能労務職	高　校　卒	― 円	262,300 円	284,800 円	― 円
高等学校教育職	大　学　卒	316,926 円	395,488 円	421,608 円	430,843 円
小・中学校教育職	大　学　卒	314,362 円	394,860 円	415,323 円	424,759 円
警　察　職	大　学　卒	277,024 円	383,212 円	396,000 円	412,860 円
	高　校　卒	253,500 円	345,891 円	381,813 円	406,738 円

(5) 級別職員数等の状況

ア　等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成31年4月1日現在）

①行政職給料表

区分	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	主事又は技師の職務	460	10.1	主事	380	1,689	37.2	係員級
				技師	77			
				司書	1			
				職業指導員	1			
				文書専門員	1			
				計	460			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	351	7.7	主事	256			
				技師	75			
				体育指導員	11			
				主任	7			
				職業指導員	1			
				航海士	1			
				計	351			
3級	1　係長又は主査の職務 2　副主査の職務	1,051	23.1	副主査	774			
				主任	103			
				検査専門員	1			
				係長	16	1,155	25.4	係長級
				主査	157			
				計	1051			
4級	困難な業務を行う係長又は主査の職務	982	21.6	主査	896			
				係長	58			
				助教	3			
				船長、機関長	2			
				教務主任	1			
				人事主事、指導主事、社会教育主事	19			
				政策推進員	3			
				計	982			
5級	1　本庁の課長補佐の職務 2　本庁の班長又は地方機関の課長の職務 3　主任の職務	1,101	24.2	課長補佐	119	1,101	24.2	課長補佐級
				班長	141			
				振興局課長	65			
				県税事務所課長	8			
				子ども・女性・障害者相談センター課長	7			
				港湾事務所課長	2			
				こころの医療センター、その他福祉施設課長	3			
				土砂大害啓発センター所長、その他所長	2			
				産業技術専門学院課長	2			
				精神保健福祉センター次長	1			
				就農支援センター次長	1			
				男女共同参画センター課長	1			
				動物愛護センター課長	1			
				公営競技事務所課長	1			
				工業技術センター課長	1			
				消費生活センター支所長	1			
				高等看護学院事務長代理	1			
				農業大学校部長、准教授	7			
				船長、機関長	4			
				専門技術員、調査員、検査員、専門員	28			
				政策審議員、改革推進員	5			
				会計専門員、駐在員	7			
				入札契約統括員	6			
				教育センター学びの丘課長、その他教育機関課長	11			
				人事主事、指導主事、社会教育主事	17			
				学校事務長、事務長補佐	15			
				図書館センター長	1			
				警察署課長	10			
				調査官	12			
				主任	621			
				計	1,101			

区分	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
6級	1　本庁の課長の職務 2　振興局の部長の職務 3　地方機関（振興局及び和歌山県東京事務所を除く。事項において同じ）の長の職務 4　本庁の副課長又は振興局の副部長の職務 5　企画員又は主幹の職務	441	9.7	課長	59	510	11.2	課長級
				室長、分室長	21			
				振興局部長	12			
				消防学校長	1			
				旅券事務長	1			
				児童相談所長、仙渓学園長	2			
				産業技術専門学院長	1			
				世界遺産センター事務長	1			
				就農支援センター所長	1			
				土木機関事務所所長	3			
				副課長、副室長	105			
				振興局副部長	35			
				企画員	31			
				主幹	70			
				消防学校副校長	1			
				環境衛生研究センター次長	1			
				児童相談所次長、その他福祉機関次長	4			
				産業技術専門学院副学院長	2			
				公営競技事務所次長	1			
				農林大学校副校長、教授、部長	3			
				土木機関事務所次長	6			
				総括監察査察員、総括検査員、総括調査員	18			
				総括専門員	9			
				教育支援事務所長	6			
				学校事務長	29			
				図書館、自然博物館、風土記の丘副館長	3			
				教育センター学びの丘副所長	2			
				紀南図書館長	1			
				管理官、会計官	9			
				監察官	1			
				次席	1			
				首席師範	1			
				計	441			
7級	1　参事の職務 2　困難な業務を行う本庁の課長の職務 3　困難な業務を行う地方機関の長の職務 4　困難な業務を行う振興局の部長の職務 5　困難な業務を行う企画員の職務	99	2.2	課長	29			
				企画員	9			
				振興局部長	16			
				室長	3			
				農業大学校校長	1			
				産業技術専門学院長	1			
				港湾・ダム管理事務所所長	4			
				紀の川流域下水道事務所長	1			
				難病・子ども保健相談支援センター所長	1			
				理事官	2			
				監察官	2			
				参事	21	62	1.4	次長級
				県税事務所長	4			
				こころの医療センター事務局長	1			
				子ども・女性・障害者相談センター所長	1			
				労働委員会事務局次長	1			
				博物館、美術館副館長	2			
				計	99			
8級	1　本庁の部に置かれる局の長の職務 2　振興局の長又は和歌山県東京事務所の長の職務 3　困難な業務を行う参事の職務	32	0.7	局長	23			
				参事	6			
				振興局長	1			
				東京事務所長	1			
				県議会事務局次長	1			
				計	32			
9級	1　本庁の部長の職務 2　本庁（和歌山海区漁業調整委員会事務局を除く。）の事務局長の職務 3　困難な業務を行う振興局の長の職務 4　特に困難な業務を行う参事の職務	26	0.6	部長	7	26	0.6	部長級
				振興局長	6			
				参事	5			
				事務局長	4			
				知事室長	1			
				危機管理監	1			
				会計管理者	1			
				技監	1			
				計	26			
	合計	4,543						

②研究職給料表

区分	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	上級の研究員又は学芸員の指揮監督の下に補助的な試験研究を行う研究員又は学芸員補の職務	3	1.3	研究員	3	78	34.1	係員級
				計	3			
2級	1　主査研究員又は主査学芸員の職務 2　副主査研究員又は学芸員の職務 3　高度な知識経験に基づき試験研究を行う研究員の職務	90	39.3	研究員	25			
				学芸員	11			
				副主査研究員	39			
				主査研究員	13	65	28.4	係長級
				主査学芸員	2			
				計	90			
3級	1　試験研究機関の部長の職務 2　主任研究員又は主任学芸員の職務 3　困難な業務を行う主査研究員又は主査学芸員の職務	108	47.2	主査研究員	43			
				主査学芸員	5			
				専門研究員	2			
				農業試験場部長、その他試験場部長	12			
				工業技術センター課長	1			
				主任研究員	31			
				主任学芸員	5			
				暖地園芸センター、その他研究所副所長	4	58	25.3	課長補佐級
				畜産試験場副場長	1			
				近代美術館課長、その他博物館等課長	4			
				計	108			
4級	1　試験研究機関の長の職務 2　総括研究員の職務 3　困難な業務を行う試験研究機関の部長の職務	26	11.4	暖地園芸センター所長、研究所所長	4			
				農業試験場長、その他試験場長	5			
				総括研究員	4			
				農業試験場副場長、試験場副場長	4	26	11.4	課長級
				環境衛生研究センター、工業技術センター部長	8			
				企画員	1			
				計	26			
5級	困難な業務を行う試験研究機関の長の職務	2	0.9	工業技術センター所長	1	2	0.9	部長級
				環境衛生研究センター所長	1			
				計	2			
	合　計	229						

③医療職給料表（1）

区分	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	医師の職務	24	57.1	医師	24	24	57.1	係員級
				計	24			
2級	1　病院の医長又は保健所の課長の職務 2　主任の職務 3　困難な医療業務を行う医師の職務	3	7.1	医師	1	3	7.1	係長級
				主任	1			
				医長	1			
				計	3			
3級	1　病院の副院長若しくは部長又は保健所の長の職務 2　総括専門員の職務 3　和歌山県精神保健福祉センターの長の職務	12	28.6	副院長	1	12	28.6	課長級
				部長	2			
				企画員	6			
				総括専門員	2			
				精神保健福祉センター所長	1			
				計	12			
4級	1　本庁の部に置かれる局の長の職務 2　病院の長の職務 3　参事の職務	3	7.1	技監	1	3	7.1	次長級
				院長	1			
				参事	1			
				計	3			
	合　計	42						

④医療職給料表（2）

区分	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計（人）	合計（%）	内訳 職名	内訳（人）	職制上の段階（人）	職制上の段階（%）	職制上の段階 段階
1級	1 医療技師（診療放射線技師、栄養士、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士又は作業療法士（以下「診療放射線技師等」という。）をいう。）の職務 2 医療技師（歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（以下「歯科衛生士等」という。）をいう。）の職務 3 福祉技師の職務	5	4.5	医療技師 栄養士 計	3 2 5	49	44.1	係員級
2級	1 技師の職務 2 医療技師（薬剤師又は獣医師をいう。）の職務 3 困難な業務を行う医療技師（診療放射線技師等をいう。）又は福祉技師の職務 4 高度の技術又は経験を必要とする医療技師（歯科衛生士等をいう。）の職務	18	16.2	技師 医療技師 栄養士 計	3 14 1 18			
3級	副主査の職務	26	23.4	副主査 計	26 26			
4級	1 主査の職務 2 困難な業務を行う副主査の職務	30	27.0	主査 副主査 計	29 1 30	31	27.9	係長級
5級	1 保健所又は和歌山県動物愛護センターの課長の職務 2 家畜保健衛生所の次長又は課長の職務 3 薬局長又は技師長の職務 4 主任の職務 5 困難な業務を行う主査の職務	29	26.1	主査 次長 課長 家畜保健衛生所支所長 薬局長 主任 計	1 2 12 1 1 12 29	28	25.2	課長補佐級
6級	総括専門員の職務	0	0.0	計	0	3	2.7	課長級
7級	1 家畜保健衛生所の長の職務 2 和歌山県動物愛護センターの長の職務	3	2.7	所長 計	3 3			
	合計	111						

⑤医療職給料表（3）

区分	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計（人）	合計（%）	内訳 職名	内訳（人）	職制上の段階（人）	職制上の段階（%）	職制上の段階 段階
1級	准看護師の職務	0	0.0	計	0	137	60.4	係員級
2級	1 保健師又は助産師の職務 2 看護師の職務 3 福祉技師の職務 4 専任教員の職務 5 副主査准看護師の職務	38	16.7	保健師 看護師 専任教員 副主査准看護師 計	18 12 4 4 38			
3級	1 副主査、副主査助産師、副主査看護師又は副主査専任教員（以下「副主査等」という。）の職務 2 困難な業務を行う副主査准看護師の職務	88	38.8	副主査 副主査看護師 副主査専任教員 副主査准看護師 計	11 65 11 1 88			
4級	1 看護師長の職務 2 副看護師長の職務 3 主査、主査助産師、主査看護師又は主査専任教員の職務 4 困難な業務を行う副主査等の職務	61	26.9	副主査看護師 主査 主査専任教員 主査看護師 副看護師長 計	11 14 9 11 16 61	50	22.0	係長級
5級	1 病院の副部長の職務 2 困難な業務を行う看護師長の職務 3 保健所の課長の職務 4 主任、主任助産師、主任看護師又は主任専任教員の職務	36	15.9	副部長 看護師長 科長 課長 主任 看護学校副学校長 （総括）教務主任 計	1 7 2 8 13 1 4 36	36	15.9	課長補佐級
6級	1 病院の部長の職務 2 困難な業務を行う病院の副部長の職務 3 和歌山県難病・子ども保健相談支援センターの長の職務	4	1.8	部長 副部長 教務主幹 計	1 2 1 4	4	1.8	課長級
	合計	227						

⑥高等学校等教育職員給料表

区分	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	1 高等学校の助教諭、養護助教諭、講師又は実習助手の職務 2 特別支援学校の助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	417	14.5	講師 養護助教諭 寄宿舎指導員 実習助手 計	284 6 40 87 417	2,769	96.0	係員級
2級	1 高等学校の教諭又は養護教諭の職務 2 特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 3 困難な業務を行う高等学校の助教諭、養護助教諭、講師又は実習助手の職務 4 困難な業務を行う特別支援学校の助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	2,352	81.6	教諭 養護教諭 栄養教諭 寄宿舎指導員 実習助手 講師 計	2,248 59 5 20 18 2 2,352			
3級	1 高等学校の教頭の職務 2 特別支援学校の教頭の職務	71	2.5	教頭 計	71 71	71	2.5	補佐級 課長
4級	1 高等学校の校長の職務 2 特別支援学校の校長の職務	43	1.5	校長 計	43 43	43	1.5	課長級
	合計	2,883						

⑦中学校教育職員給料表

区分	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	中学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職務	3	5.4	講師 計	3 3	51	91.1	係員級
2級	1 中学校の教諭又は養護教諭の職務 2 困難な業務を行う中学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職務	48	85.7	教諭 養護教諭 計	43 5 48			
3級	中学校の教頭の職務	5	8.9	教頭 計	5 5	5	8.9	補佐級 課長
4級	中学校の校長の職務	0	0.0	計	0	0	0.0	課長級
	合計	56						

⑧小学校、中学校等教育職員給料表（市町村立学校職員）

区分	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	小学校又は中学校の助教諭、養護助教諭又は講師（以下「助教諭等」という。）の職務	799	13.6	講師 養護助教諭 計	748 51 799	5,210	88.4	係員級
2級	1　小学校又は中学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 2　困難な業務を行う小学校又は中学校の助教諭等の職務	4,411	74.9	教諭 養護教諭 栄養教諭 講師 計	4,060 311 38 2 4,411			
3級	小学校又は中学校の教頭の職務	346	5.9	教頭 計	346 346	346	5.9	補佐級 課長
4級	小学校又は中学校の校長の職務	336	5.7	校長 計	336 336	336	5.7	課長級
	合　計	5,892						

⑨高等学校等教育職員給料表（市町村立学校職員）

区分	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	高等学校の助教諭又は講師の職務	2	13.3	講師 計	2 2	14	93.3	係員級
2級	1　高等学校の教諭の職務 2　困難な業務を行う高等学校の助教諭又は講師の職務	12	80.0	教諭 計	12 12			
3級	高等学校の教頭の職務	1	6.7	教頭 計	1 1	1	6.7	補佐級 課長
4級	高等学校の校長の職務	0	0.0	計	0	0	0.0	課長級
	合　計	15						

⑩学校栄養職員給料表（市町村立学校職員）

区分	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	栄養士の職務	16	43.2	栄養士 計	16 16	26	70.3	係員級
2級	困難な業務を行う栄養士の職務	6	16.2	栄養士 計	6 6			
3級	副主査栄養士の職務	4	10.8	副主査栄養士 計	4 4			
4級	1　主査栄養士の職務 2　困難な業務を行う副主査栄養士の職務	7	18.9	主査栄養士 計	7 7	11	29.7	係長級
5級	困難な業務を行う主査栄養士の職務	4	10.8	主査栄養士 計	4 4			
	合　計	37						

⑪警察官給料表

区分	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	係員の職務	258	11.7	係員	258	1,416	64.0	巡査・巡査長・巡査部長
				計	258			
2級	困難な業務を行う係員の職務	383	17.3	係員	383			
				計	383			
3級	1　主任の職務 2　特に困難な業務を行う係員の職務	496	22.4	係員	223			
				主任	273			
				計	496			
4級	1　係長の職務 2　困難な業務を行う主任の職務	608	27.5	主任	279	512	23.1	警部補
				係長	329			
				計	608			
5級	1　調査官の職務 2　課長補佐又は警察署の課長の職務 3　困難な業務を行う係長の職務	285	12.9	係長	180	200	9.0	警部
				教官	3			
				課長補佐	46			
				警察署課長	38			
				校長補佐	1			
				課長代理	17			
				計	285			
6級	1　管理官の職務 2　次席、次長又は副隊長の職務 3　困難な業務を行う調査官の職務 4　困難な業務を行う課長補佐又は警察署の課長の職務	85	3.8	課長補佐	3			
				警察署課長	9			
				調査官	63			
				刑事官	4			
				次席、次長、副隊長	6			
				計	85			
7級	1　警察本部の課長、隊長又は監察官の職務 2　警察署（大規模な警察署を除く。）の署長の職務 3　警察署の副署長の職務 4　困難な業務を行う管理官の職務 5　困難な業務を行う次席、次長又は副隊長の職務	60	2.7	次席、次長、副隊長	13	85	3.8	警視
				管理官	24			
				刑事官	1			
				課長	1			
				副校長	1			
				副署長	9			
				監察官	8			
				隊長	3			
				計	60			
8級	1　理事官の職務 2　困難な業務を行う警察本部の課長の職務 3　困難な業務を行う警察署（大規模な警察署を除く。）の署長の職務	23	1.0	署長	7			
				理事官	16			
				計	23			
9級	1　警察本部の部長の職務 2　警察学校の長の職務 3　参事官又は首席監察官の職務 4　大規模な警察署の署長の職務	15	0.7	校長	1			
				署長	6			
				参事官	8			
				計	15			
	合計	2,213						

（注）１　職員の給与に関する条例、教育職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与に関する条例、警察職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

２　任期付職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員、再任用職員及び臨時的任用職員も本表に含む。

⑫現業職給料表

区分	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合　計		内　訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職　名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	事務助手、用務員、校務員又は作業員（以下「事務助手等」という。）の職務	0	0.0			36	100.0	係員級
				計	0			
2級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う事務助手等の職務	0	0.0					
				計	0			
3級	1　高度の技能又は経験を必要とする業務を行う事務助手等の職務 2　技師補の職務	12	33.3	用務員 校務員 技師補	2 4 6			
				計	12			
4級	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う事務助手等の職務	8	22.2	校務員	8			
				計	8			
5級	極めて高度の技能又は経験を必要とする業務を行う事務助手等の職務	16	44.4	用務員 校務員	2 14			
				計	16			
	合　計	36						

（注）１　現業職員の給与に関する規則に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　再任用職員も本表に含む。

【参考】一般行政職の級別職員構成比の状況

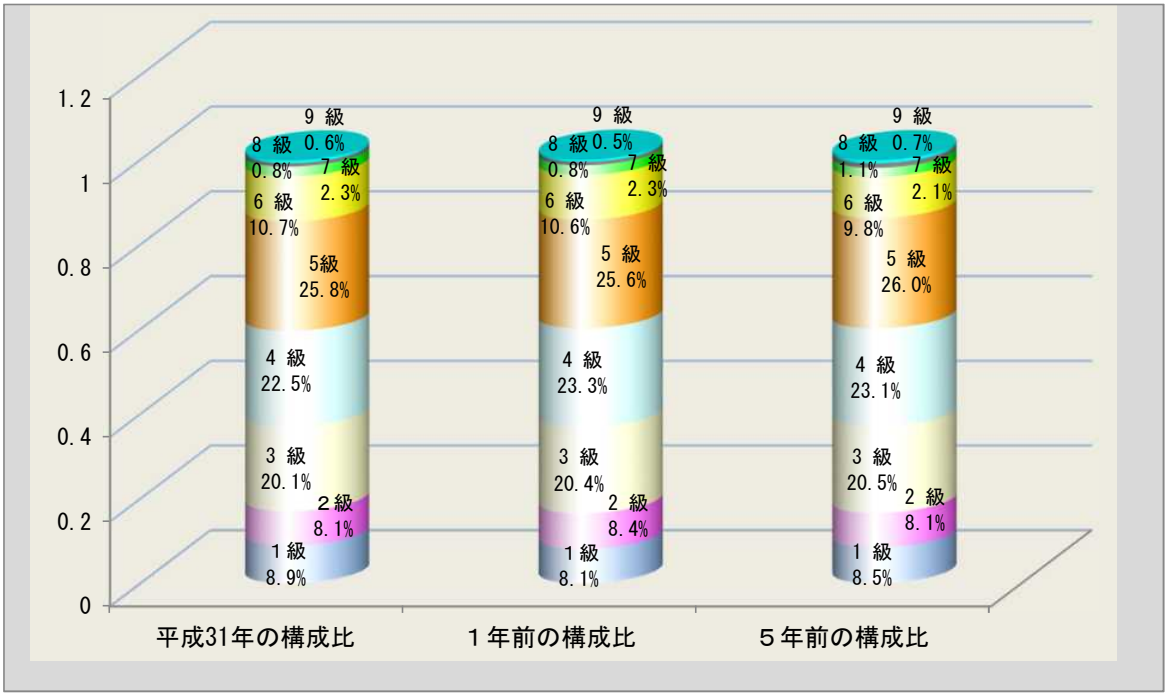

（注） 地方公務員給与実態調査における一般行政職に区分される職員（再任用職員は除く。）について記載している。

イ　国の給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成31年4月1日）

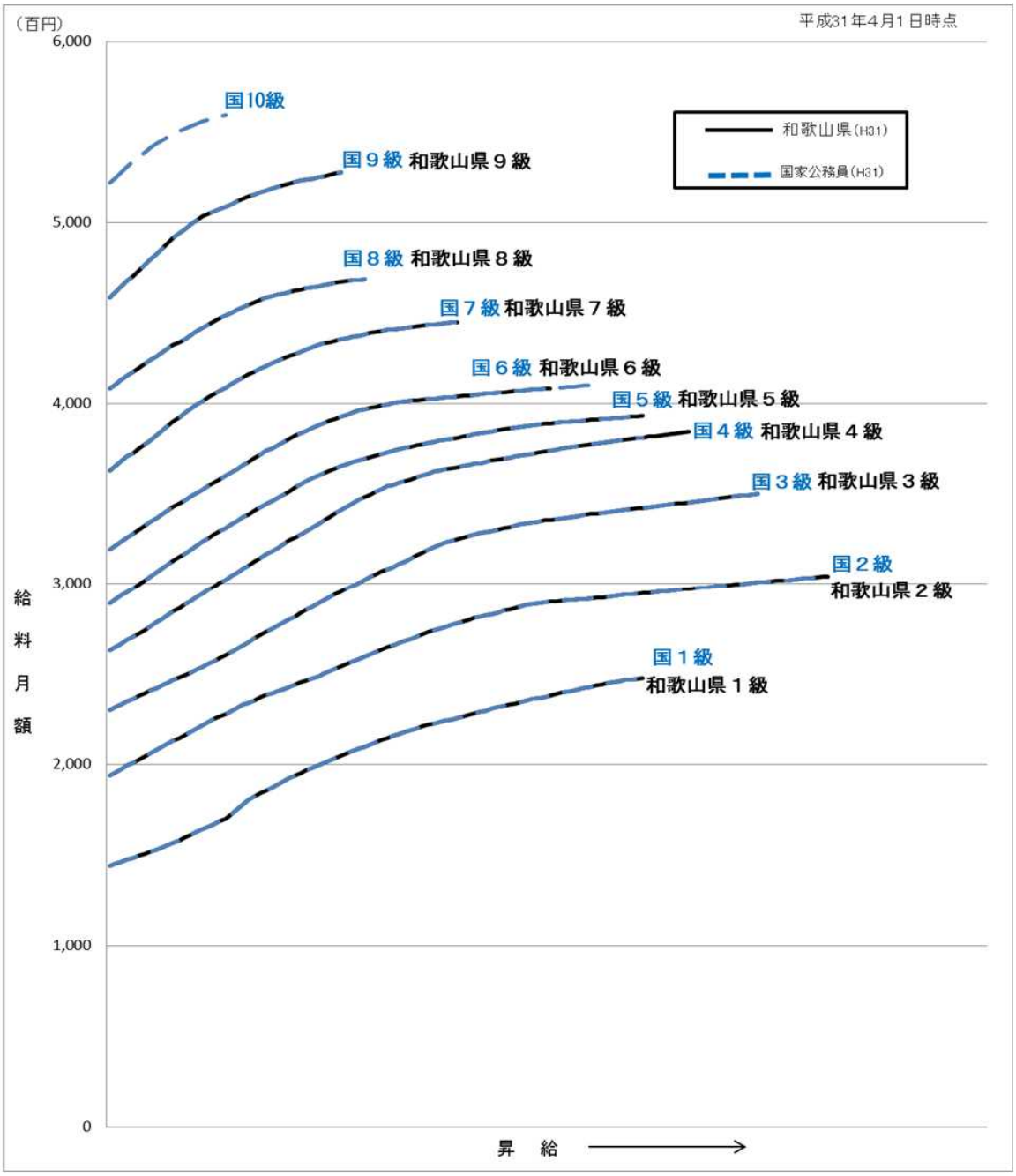

ウ　昇給への人事評価の活用状況等

1 人事評価の実施状況

平成18年4月から全職員を対象とした業績・行動に基づく勤務実績評価(平成19年度から人事評価)を実施している。

2 昇給への人事評価の活用状況

全職員について、業績と行動の両要素を総合的に点数による絶対評価を実施し、5段階（Ａ～Ｅ)に格付しており、その評価結果（評語）に基づき、昇給区分（0～7号給）を決定している。

（知事部局の一般行政職給料表適用者）

平成30年4月2日から平成31年4月1日までにおける運用	特定職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ　人事評価を活用していない				

3 平成31年4月1日の昇給状況

ア 特定職員

	昇給区分	上位（Ａ・Ｂ）	標準（Ｃ）	下位（Ｄ・Ｅ）
55歳未満	昇給号数	5号給以上	3号給	2号給、昇給なし
	人員分布率	40.0%	60.0%	―
55歳以上	昇給号数	1号給以上	昇給なし	昇給なし
	人員分布率	32.0%	68.0%	―

イ 特定職員以外の職員

	昇給区分	上位（Ａ・Ｂ）	標準（Ｃ）	下位（Ｄ・Ｅ）
55歳未満	昇給号数	5号給以上	4号給	2号給、昇給なし
	人員分布率	37.2%	62.7%	0.1%
55歳以上	昇給号数	1号給以上	昇給なし	昇給なし
	人員分布率	19.1%	80.9%	―

※　特定職員とは、行政職給料表7級以上の適用を受ける者をいう。

※　全ての期間を勤務していない者（病気休暇の取得、昇給判定期間の最初の日以後に採用された者等）、懲戒処分又は分限処分を受けた者で昇給区分が調整された者は除いている。

※　人員分布率については、最高号給に到達した者を除いた割合である。

(6) 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

和　歌　山　県	国
１人当たり平均支給額（平成30年度） 1,676　千円	―
（平成30年度支給割合） 期末手当　　勤勉手当 2.6 月分　　1.85 月分 (1.45) 月分　　(0.9) 月分	（平成30年度支給割合） 期末手当　　勤勉手当 2.6 月分　　1.85 月分 (1.45) 月分　　(0.9) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　　5～20% ・管理職加算　10～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　　5～20% ・管理職加算　10～20%

（注）　１　（　）内は、再任用職員に係る支給割合である。
　　２　和歌山県の特定幹部職員（部・次長級）の支給割合については、期末手当2.25月分、勤勉手当2.25月分である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

1 人事評価（業績評価）の実施状況

平成28年4月から、全職員を対象に評価期間(6月勤勉：12月1日～翌年5月31日、12月勤勉：6月1日～11月30日）の人事評価（業績評価）を実施している。

2 勤勉手当への人事評価の活用状況

平成28年12月勤勉手当分から、全職員を対象に人事評価（業績評価）結果に基づき、所属長等からの内申により成績率（上位、標準、下位）を決定している。

（知事部局の一般行政職給料表適用者）

平成30年度中における運用		特定職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○		○	○
	上位、標準の成績率		○		
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ　人事評価を活用していない					

3 平成30年12月支給の勤勉手当成績率

ア 特定幹部職員（次長級以上の職員）

	上位	標準	下位
成績率	142/100 ～127/100	112/100	98/100
人員分布率	20.6%	79.4%	―

イ 特定幹部職員以外の職員

	上位	標準	下位
成績率	122/100 ～107/100	92/100	78/100
人員分布率	34.1%	65.8%	0.1%

イ　退職手当（平成31年4月1日現在）

和　歌　山　県					国				
退職手当の基本額	（支給率）	自己都合		応募認定・定年	退職手当の基本額	（支給率）	自己都合		応募認定・定年
	勤続20年	19.6695	月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695	月分	24.586875 月分
	勤続25年	28.0395	月分	33.270750 月分		勤続25年	28.0395	月分	33.270750 月分
	勤続35年	39.7575	月分	47.7090 月分		勤続35年	39.7575	月分	47.7090 月分
	最高限度額	47.7090	月分	47.7090 月分		最高限度額	47.7090	月分	47.7090 月分
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置				その他の加算措置	定年前早期退職特例措置		
		（ 2% ～ 45% ）					（ 2% ～ 45% ）		
退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額（0円～65,000円）の60月分				退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額（0円～95,400円）の60月分			
（退職時特別昇給　なし　）					（退職時特別昇給　なし　）				
１人当たり平均支給額	1,934 千円	21,067 千円			１人当たり平均支給額	― 千円	― 千円		

（注）１　退職手当の額は、退職手当の基本額（退職時の給料月額×支給率）に退職手当の調整額を加えて得た額である。

２　退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ　地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）	2,325,947 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	154,569 円

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
岩手県盛岡市	0 %	1 人	0 %
東京都特別区	20 %	42 人	20 %
神奈川県横浜市	16 %	2 人	16 %
神奈川県川崎市	16 %	2 人	16 %
京都府京都市	10 %	4 人	10 %
大阪府大阪市	16 %	11 人	16 %
大阪府吹田市	10 %	1 人	10 %
大阪府東大阪市	10 %	1 人	10 %
兵庫県神戸市	12 %	1 人	12 %
和歌山県和歌山市	5 %	6,555 人	6 %
和歌山県橋本市	5 %	793 人	6 %
鳥取県鳥取市	0 %	1 人	0 %
上記以外の和歌山県内市町村	1.5 %	7,463 人	0 %
医師	16 %	29 人	16 %
平　均　支　給　率		3.3 %	3.1 %

（注）　「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給される一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

エ　特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）	817,548　千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	98,929　円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）	50.9　%
手当の種類（手当数）	45

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額（平成30年度決算）	左記職員に対する支給単価
税務手当	総務部総務管理局税務課又は県税事務所に勤務する職員	出張して県税の納入・納税義務者と直接接して行う課税調査、徴収	2,987 千円	月額20,000円以内 （支給対象業務の従事日数により支給）
税外収入徴収手当	税外収入の事務に従事する職員	出張して、税外収入の滞納者と直接接して行う徴収	234 千円	日額360円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	救急実技訓練、火災防御訓練、救助訓練等の指導	172 千円	日額850円
社会福祉業務手当	紀南児童相談所、子ども・女性・障害者相談センター又は振興局健康福祉部に勤務する職員	生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は売春防止法に定める保護その他の措置を必要とする者と面接して行う生活指導等	11,126 千円	月額12,800円以内 （支給対象業務の従事日数により支給）
防疫業務等手当	こころの医療センター又は保健所に勤務する職員	感染症の患者の移送、医療又は感染症の防疫作業等	180 千円	日額330円
放射線取扱手当	エックス線装置等の取扱いに従事する職員	有害放射線の影響を受ける作業	194 千円	日額340円
精神保健業務手当	福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課、薬務課、精神保健福祉センター又は保健所に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法に基づく調査（患者に直接接する場合に限る。）、診察の立会い、入院措置のための移送	160 千円	日額600円
病院看護業務等手当	こころの医療センターに勤務する看護師、准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる看護等	31,515 千円	深夜における勤務時間 深夜全部　7,300円 4時間以上　3,550円 （4,050円） 2～4時間未満 3,100円 （3,600円） 2時間未満　2,150円 （2,550円） ※（　）内は月8回を超える勤務に係る額
し尿処理施設等検査手当	環境生活部環境政策局循環型社会推進課、環境管理課、保健所又は環境衛生研究センターに勤務する職員	廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は水質汚濁防止法に基づく供用開始後のし尿処理施設又は浄化槽の立入検査	7 千円	日額300円
と畜検査手当	保健所に勤務する獣医師	と畜場法に基づくと畜検査	92 千円	日額500円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 （平成30年度決算）	左記職員に対する支給単価
災害応急作業等手当	振興局建設部に勤務する職員	重大な災害が発生した現場において行う巡回監視、応急作業、応急作業のための災害状況の調査等	16 千円	日額800円
	東日本大震災に対処するための作業に従事する職員	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業 帰還困難区域 居住制限区域	0 千円	原子炉建屋内 日額 40,000円 免震重要棟外での現場確認 日額 20,000円 免震重要棟外での巡回 日額 13,300円 免震重要棟内 日額 3,300円 屋外 日額 6,600円 屋内 日額 1,330円 屋外 日額 3,300円 屋内 日額 660円
	原子力災害（東日本大震災を除く）に対処するための作業に従事した職員	原子力緊急事態宣言があった場合に特定原子力事業所の敷地内で行う作業 原子力災害対策本部長の指示に基づき設定された区域を考慮して人事委員会が定める区域で行う作業	0 千円	原子炉建屋内 日額 40,000円以内 上記以外 日額 20,000円以内 日額 10,000円以内 心身に著しく負担を与えると人事委員会が認める作業 日額 20,000円以内
	特定大規模災害（東日本大震災を除く）に対処するための作業に従事した職員	災害が発生した現場において行う巡回監視、応急作業、応急作業のための災害状況の調査等（引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上）	0 千円	日額1,600円以内 （800円＋人事委員会が定める額を加算した額）
特別環境作業従事手当	振興局地域振興部又は建設部に勤務する職員	命綱等の使用が必要とされる墜落の危険が著しい高低差10メートル以上かつ傾斜40度以上の急傾斜地で行う治山事業の現場における測量、調査、監督等	539 千円	日額300円
	振興局建設部に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持補修等	5,374 千円	日額500円
	自然博物館に勤務する職員	潜水器具を着用して、海底調査等の潜水作業を行う業務	12 千円	1時間400円
火薬類等災害調査手当	総務部危機管理局危機管理・消防課又は振興局地域振興部に勤務する職員	火薬類取締法、高圧ガス保安法に基づく火薬類又は高圧ガスの製造施設等の災害調査	2 千円	日額750円
漁業取締手当	農林水産部水産局資源管理課に勤務する職員	漁業取締船に乗り組んで行う違反漁業の取締	1,190 千円	日額620円
種雄牛馬等取扱手当	畜産試験場に勤務する職員	種雄牛馬の精液の採取又は雌牛馬の受精卵採取、移植若しくは直腸検査	29 千円	日額300円
用地交渉手当	振興局建設部に勤務する職員	現地における公共用地の取得の交渉等	4,975 千円	日額1,000円
有害物取扱手当	環境衛生研究センター又は工業技術センターに勤務する職員	毒物及び劇物取締法に規定する毒物及び劇物を使用して健康を害するおそれがあると認められる程度の試験、研究又は検査	571 千円	日額300円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 （平成30年度決算）	左記職員に対する支給単価
動物保護手当	保健所に勤務する予防技術員	狂犬病予防法に基づく捕獲等	143 千円	日額600円
道路上作業手当	振興局建設部に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持補修等	1,047 千円	日額500円
麻薬取締手当	麻薬及び向精神薬取締法第54条第2項に規定する麻薬取締員を命じられた職員	麻薬及び向精神薬取締法第54条第5項に規定する職務	11 千円	日額700円
死体処理手当	特定大規模災害に対処するため、死体の取扱いに関する作業で人事委員会が定めるものに従事した職員	特定大規模災害に対処するため死体の取扱いに関する作業で人事委員会が定めるもの	0 千円	日額 1,000円以内 （人事委員会が定める場合 日額 2,000円以内） 心身に著しく負担を与えると 人事委員会が認める作業 日額 2,000円以内 （人事委員会が定める場合 日額 4,000円以内）
定時制課程等事務手当	定時制又は通信制の高等学校に勤務する事務職員	午後5時以降において、2時間以上勤務する定時制・通信制課程の事務業務	166 千円	日額120円
複式手当	小学校又は中学校教育職員	異なる2の学年を1学級として行う授業	7,151 千円	日額290円
準単級手当	小学校教育職員	異なる3以上の学年を1学級として行う授業		日額350円
分校主任手当	小学校又は中学校教育職員のうち分校主任又はこれに相当する職にある者	分校主任等の担当業務	268 千円	日額300円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校又は県立学校に勤務する教諭のうち主任等に係る職務に従事した者	教務主任、学年主任、生活指導主任、進路指導主任、特別支援学級主任等の担当業務	51,835 千円	日額200円
兼務手当	高等学校教育職員	本務以外に定時制や他校の高等学校の通常課程、通信教育等を担当（兼務）する業務	3,002 千円	時間2,780円 日額900円 （理療科教育兼務）
舎監手当	寄宿舎の舎監を兼ねる県立学校教育職員	正規の勤務時間以外における学生寮での寮生への生活指導等(2時間以上)	507 千円	日額1,100円
教員特殊業務手当	教育職員	①非常災害時等の緊急業務 ②児童生徒引率指導業務	470,350 千円	①(ｱ)児童生徒の保護又は緊急の防災復旧業務 日額8,000円 (ｲ)児童生徒の負傷疾病に伴う救急業務及び緊急補導 日額7,500円 ②(ｱ) 修学旅行、公式試合等で泊を伴うもの 日額5,100円 (ｲ) 部活動で休日等に行うもの 日額3,600円
私服作業手当	生活安全、刑事及び警備部門の業務に従事する警察職員	犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕等の業務	57,954 千円	日額 560円（国内） 日額1,100円（国外）
警ら用自動車乗務手当	地域部門の業務に従事する警察職員	警ら用無線自動車を運転して行う犯罪の予防、捜査その他取締警戒等の業務	15,494 千円	日額 420円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 （平成30年度決算）	左記職員に対する支給単価
交通警察業務手当	交通部門の業務に従事する警察職員	交通事故捜査、交通指導取締等の業務	18,760 千円	(1)交通事故捜査・検問 日額　560円（昼間） 日額　840円（夜間） 日額　840円（昼間・高速上） 日額 1,260円（夜間・高速上） (2)交通取締用自動二輪 日額　560円（白バイ） (3)上記以外 日額　310円 日額　460円（高速上）
警ら手当	駐在所、交番等に勤務する警察職員	犯罪予防のための警らの業務	32,679 千円	日額340円
鑑識業務手当	犯罪鑑識の業務に従事する警察職員	指紋、手口若しくは写真又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う犯罪鑑識の業務	2,941 千円	日額280円（現場以外） 日額560円（現場）
死体取扱手当	死体を取り扱う業務に従事する警察職員	死体の検視・検証及び解剖の補助の業務	22,591 千円	(1)検視・検証 1体 1,600円 (2)検視・検証 （損傷著しい死体） 1体 3,200円 (3)検視・検証 （検視官・刑事調査官） 1体 3,200円 (4)解剖補助 1体 3,200円
	特定大規模災害に対処するため死体を取り扱う作業で人事委員会が定める業務に従事する警察職員	特定大規模災害に対処するため死体の取扱いに関する作業で人事委員会が定めるもの	0 千円	日額 1,000円以内 （人事委員会が定める場合 日額 2,000円以内） 心身に著しく負担を与えると 人事委員会が認める作業 日額 2,000円以内 （人事委員会が定める場合 日額 4,000円以内）
留置管理手当	留置業務に従事する警察職員	留置人の看守業務又は被疑者等の護送業務	8,498 千円	日額 320円
夜間特殊業務手当	交替制勤務に服する警察職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(22時から5時まで)において行われる業務	58,694 千円	(1)深夜の全部を含む勤務 1回 1,100円 (2)深夜の一部を含む勤務 1回　730円 (3)深夜の一部を含む勤務 （2時間未満） 1回　410円
爆発物処理等手当	爆発物等の処理に従事する警察職員	爆発物又はその疑いのある物件の処理、火薬類の製造施設等の災害調査の業務	53 千円	(1)爆発物、特殊危険物質等 処理　1件 5,200円 (2)特殊危険物質による被害 の危険がある区域での作業 日額　250円 (3)火薬類の製造施設の災害 調査　日額　750円
救難救助手当	救難救助の業務に従事する警察職員	断がい、激流等の著しく危険な場所での救難救助の業務	0 千円	1回470円
緊急呼出手当	生活安全、刑事、警備及び交通部門の業務に従事する警察職員	突発的に発生した事件事故の処理作業のため、正規の勤務時間以外の時間に呼出を受け夜間（午後9時から翌日の午前5時までの間）において行う業務	985 千円	1回1,240円
潜水手当	潜水の業務に従事する警察職員	潜水器具を着用して行う証拠品若しくは遺体の捜索又は人命救助等のための潜水業務	66 千円	1時間400円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 （平成30年度決算）	左記職員に対する支給単価
航空手当	航空機に搭乗して行う捜索、救難救助、救急の業務等に従事した職員	①搭乗して行う捜索、救難救助又は救急の業務 ②搭乗して行う災害発生状況等の調査又は消防若しくは防災の業務 ③上記の訓練	2,075 千円	1時間1,900円 ただし、1月の総額は、1時間当たりの額に80を乗じて得た額が限度(捜索・救難救助のための降下した日については1日につき870円加算)
	警察航空隊の業務に従事する警察職員	航空機の操縦及び航空機に搭乗して行う整備、捜索等の業務	1,940 千円	(1)航空機の操縦 1時間 5,100円 (2)搭乗して行う警察活動 1時間 1,900円 (3)搭乗して行う整備業務 1時間 2,200円 (4)捜索・救難救助のための降下 日額加算 870円
災害応急手当	重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、鑑識活動等の作業に従事する警察職員	異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所又は周辺で行う災害警備、遭難救助、鑑識活動等の業務	484 千円	日額840円 （警戒区域等危険地域840円加算）
	東日本大震災に対処するための作業に従事した警察職員	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業 帰還困難区域 居住制限区域	83 千円	原子炉建屋内 日額 40,000円 免震重要棟外での現場確認 日額 20,000円 免震重要棟外での巡回 日額 13,300円 免震重要棟内 日額 3,300円 屋外 日額 6,600円 屋内 日額 1,330円 屋外 日額 3,300円 屋内 日額 660円
	原子力災害（東日本大震災を除く）に対処するための作業に従事した警察職員	原子力緊急事態宣言があった場合に特定原子力事業所の敷地内で行う作業 原子力災害対策本部長の指示に基づき設定された区域を考慮して人事委員会が定める区域で行う作業	0 千円	原子炉建屋内 日額 40,000円以内 上記以外 日額 20,000円以内 日額 10,000円以内 （心身に著しく負担を与えると人事委員会が認める作業 日額 20,000円以内）
	特定大規模災害（東日本大震災を除く）に対処するための作業に従事した警察職員	災害発生箇所及び周辺において行う災害警備、遭難救助、鑑識活動等の業務（引き続き５日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上）	0 千円	警戒区域等 日額 2,520円以内 （1,680円＋人事委員会が定める額を加算） 上記以外の区域内 日額 1,680円以内 （840円＋人事委員会が定める額を加算）
警護等手当	警備部門の業務に従事する警察職員	天皇若しくは皇族の身辺警衛又は内閣総理大臣等の身辺警護の業務	401 千円	(1)天皇、皇后、皇太子、皇太子妃文仁親王、悠仁親王の身辺警衛 日額 1,150円 (2)上記以外の皇族、内閣総理大臣等の身辺警護 日額 640円
銃器犯罪捜査手当	刑事部門の業務に従事する警察職員	防弾装備を着装し、武器を携帯して行う銃器犯罪捜査等の業務	0 千円	(1)銃器使用犯罪現場での犯人逮捕 日額 1,640円 (2)銃器使用犯人逮捕 日額 1,100円 (3)銃器所持犯人逮捕 日額 1,100円 (4)(1)の業務に付随する直近警戒 日額 1,100円 (5)(2)の業務に付随する直近警戒 日額 820円 (6)銃器使用暴力団抗争の組事務所等での警戒 日額 820円 (7)保護対策としての固定警戒等 日額 820円

オ　時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	2,669,017　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	412　千円
支給実績（平成29年度決算）	2,500,237　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	384　千円

（注）　職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員、制度上時間外手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（平成31年4月1日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成30年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）
扶養手当	1　配偶者　6,500円 2　子　1人につき　10,000円 3　父母等　1人につき　6,500円 ※　満16歳から満22歳までの子　1人につき　5,000円加算	異なる	行政職8級以上 配偶者3,500円 父母等3,500円	1,641,004 千円	244,415　円
住居手当	住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員（借家）　最高27,000円	同じ		880,225 千円	323,374　円
初任給調整手当	医学等に関する専門知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充が困難な職に採用された職員に採用から35年以内の期間支給(採用から1年経過するごとに額を減じて支給) 医師・歯科医師 最高支給月額　414,800円 獣医師 最高支給月額　33,100円	異なる	・医師、歯科医師の支給期間が21年以上について、国と異なる支給額を適用 ・獣医師への支給	108,262 千円	2,405,820　円
通勤手当	通勤距離が片道 2㌔以上で、交通機関を利用し、又は交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関　限度額55,000円 2 交通用具 (1)二輪　2,000～31,600円 (2)四輪　2,000～44,300円 3 パークアンドライド 駐車料金の1/2　上限3,000円	異なる	2(2)四輪　2,000～44,300円 3 パークアンドライド 駐車料金の1/2　上限3,000円	1,696,076 千円	131,336　円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員(異動前の住居から異動直後の公署に通勤することが困難であること。) 30,000円＋加算額(8,000～70,000円、職員の住居と配偶者の住居との交通距離が100㌔以上の場合に加算)	異なる	150km～300km間の距離別手当額について、国と異なる額	93,098 千円	429,023　円
特地勤務手当	交通至難な地その他生活の不便な地域に在勤する職員に対して支給 １級地　4,000円/月 ２級地　7,000円/月 ３級地 10,000円/月	異なる	給料及び扶養手当の合計額に一定割合を乗じて得た額を支給 1級地　4% 2級地　8% 3級地　12%	814 千円	37,001　円

手　当　名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （平成30年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （平成30年度決算）
へき地手当	へき地学校に勤務する教職員に給料及び扶養手当の月額の合計額に級別に応じた支給割合を乗じて得た額 3級地　8% 2級地　6% 1級地　4% 準ずる学校　2%			41,394 千円	148,366　円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 一般の宿日直　　4,400円 機器等の監視、管理等のための当直　　5,300円 福祉施設等の生活介助等のための当直　6,100円 医師当直　　22,000円 年末年始期間は、100分の150を乗じて得た額	異なる	年末年始期間の支給額	356,682 千円	201,972　円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 6時間以下 6,000～12,000円 6時間超　9,000～18,000円	同じ		4,421 千円	31,579　円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同じ		185,629 千円	80,255　円
休日勤務手当	祝日法による休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×1.35×時間数（年末年始は、1時間当たりの給与額×1.5×時間数）	異なる	年末年始の支給割合	506,026 千円	193,287　円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に職務の級及び支給区分に応じて定額を支給 （55,000～126,400円）	異なる	支給額	1,091,398 千円	715,202　円
義務教育等教員特別手当	小中学校、県立学校に勤務する教育職員に級号給に応じて2,000～8,000円を支給			520,817 千円	67,306　円
定時制通信教育手当	定時制・通信教育に従事する校長及び教員に給料の5%（管理職手当受給者は4%）を支給			36,341 千円	250,628　円
産業教育手当	農業又は工業に関する科目の授業及び実習を担当する教員に給料の5%（定時制通信教育手当受給者は3%）を支給			40,672 千円	237,849　円
農林漁業普及指導手当	普及指導員が現地において直接農林漁業者に技術及び普及指導を行ったときに支給 日額800円 （給料月額の８%の範囲内）			3,457 千円	72,017　円
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対し支給 給料月額に相当する額	同じ		0 千円	0　円

(7) 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	知事	1,137,400 円	（	1,210,000 ）円
	副知事	893,000 円	（	950,000 ）円
	教育長	750,000 円		
報酬	議長	950,000 円		
	副議長	810,000 円		
	議員	770,000 円		
期末手当	知事 副知事 教育長	（30年度支給割合） 3.35 月分		
	議長 副議長 議員	（30年度支給割合） 3.35 月分		
退職手当		（算定方式）	（１期の手当額）	（支給時期）
	知事	121万円×在職月数×0.568 ＝	32,989,440	（任期ごと）
	副知事	95万円×在職月数×0.404 ＝	18,422,400	（任期ごと）
	教育長	75万円×退職理由別・勤続年数別支給率 ＝	1,883,250	（退任時）

（注）１　厳しい財政状況を踏まえ、平成31年度、知事及び副知事は給料及び期末手当を6%減額している。
なお、給料及び報酬の（　）内は、減額措置を行う前の金額である。

２　退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、知事及び副知事については、1期(4年＝48月)、教育長については、1期(3年＝36月)勤めた場合における退職手当の見込額である。
なお、平成30年4月1日から知事、副知事及び教育長の支給率を引き下げている。

３　上記の他、知事、副知事及び教育長については、地域手当（5%）及び通勤手当が支給される（公用車通勤の場合を除く）。

(8) 公営企業職員の状況

ア　工業用水道事業

（ア）　職員給与費の状況

ａ　決算

区分	総費用 Ａ	純損益又は 実質収支	職員給与費 Ｂ	総費用に占める 職員給与費比率 Ｂ／Ａ	（参考） 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
30年度	千円 847,567	千円 137,486	千円 170,439	% 20.1	% 26.1

区分	職員数 Ａ	給与費				一人当たり給与費 Ｂ／Ａ
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　Ｂ	
30年度	人 20	千円 81,028	千円 16,040	千円 45,508	千円 142,576	千円 7,129

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
２　職員数は平成30年4月1日現在の人数である。
３　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

（イ）　職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成31年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
45.1　歳	373,141　円	563,599　円

（注）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

（ウ）　級別職員数等の状況

等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成31年4月1日現在）

行政職給料表

区分	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合　計		内　訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職　名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	主事又は技師の職務	1	5.0	主事 計	1 1	6	30.0	係員級
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	1	5.0	技師 計	1 1			
3級	1　係長又は主査の職務 2　副主査の職務	4	20.0	副主査 計	4 4	4	20.0	係長級
4級	困難な業務を行う係長又は主査の職務	4	20.0	主査 計	4 4			
5級	1　本庁の課長補佐の職務 2　本庁の班長又は地方機関の課長の職務 3　主任の職務	6	30.0	主任 計	6 6	6	30.0	課長補佐級
6級	1　本庁の課長の職務 2　振興局の部長の職務 3　地方機関（振興局及び和歌山県東京事務所を除く。事項において同じ）の長の職務 4　本庁の副課長又は振興局の副部長の職務 5　企画員又は主幹の職務	4	20.0	課長 副課長 工業用水道管理センター次長 工業用水道管理センター所長 計	1 1 1 1 4	4	20.0	課長級
7級	1　参事の職務 2　困難な業務を行う本庁の課長の職務 3　困難な業務を行う地方機関の長の職務 4　困難な業務を行う振興局の部長の職務 5　困難な業務を行う企画員の職務	0	0.0	計	0	0	0.0	次長級
8級	1　本庁の部に置かれる局の長の職務 2　振興局の長又は和歌山県東京事務所の長の職務 3　困難な業務を行う参事の職務	0	0.0	計	0			
9級	1　本庁の部長の職務 2　本庁（和歌山海区漁業調整委員会事務局を除く。）の事務局長の職務 3　困難な業務を行う振興局の長の職務 4　特に困難な業務を行う参事の職務	0	0.0	計	0	0	0.0	部長級
	合　計	20						

（注）１　職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
２　任期付職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員、再任用職員及び臨時的任用職員も本表に含む。

（エ）　職員の手当の状況

ａ　期末手当・勤勉手当

和歌山県	
１人当たり平均支給額（平成30年度） 1,719　千円	
（平成３０年度支給割合） 期末手当　2.6 月分　(1.45) 月分	勤勉手当　1.85 月分　(0.9) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20%	

（注）（　）内は、再任用職員に係る支給割合である。

ｂ　退職手当（平成31年4月１日現在）

和歌山県					
退職手当の基本額	（支給率）	自己都合		勧奨・定年	
	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分
	勤続25年	28.0395	月分	33.270750	月分
	勤続35年	39.7575	月分	47.7090	月分
	最高限度額	47.7090	月分	47.7090	月分
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （　2　%　～　45　%）			
退職手当の調整額		在職した職務の級に応じた定額 (0円～65,000円)の60月分			
（退職時特別昇給		なし		）	
１人当たり平均支給額		ー	千円	22,948	千円

（注）１　退職手当の額は、退職手当の基本額（退職時の給料月額×支給率）に退職手当の調整額を加えて得た額である。

２　退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27～30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ｃ　地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）		3,374　千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（平成30年度決算）		168,700　円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
和歌山市	5　%	12　人	5　%
和歌山市及び橋本市以外の地域	1.5 %	8（1）　人	1.5 %

（注）　（　）内は、再任用職員の数である。

ｄ　特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）	7　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	811　円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）	45.0　%
手当の種類（手当数）	3

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額（平成30年度決算）	左記職員に対する支給単価
特別環境作業従事手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	①地上10m以上の危険箇所にて行う工業用水道施設の管理業務 ②非常に狭く崩落の危険がある、又は水道管の破裂等特別な危険の生じるおそれのあるずい道内の調査又は検査	7　千円	①日額　300円 ②日額　500円
災害応急作業等手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	重大な災害が発生した工業用水道施設及びその周辺において行う巡回監視、応急作業のための災害状況の調査等	0　千円	日額800円 ただし、日没から日の出までの間に従事した場合は、その勤務1日につき400円を加算することができる。
用地交渉手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	現地における公共用地の取得の交渉の業務	0　千円	日額　1,000円 ただし、夜間に従事した場合又は週休日等に従事した場合は、その勤務1日につき500円を加算することができる。

ｅ　時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	2,726　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	160　千円
支給実績（平成29年度決算）	2,440　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	144　千円

（注）１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２　職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員、制度上時間外手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

ｆ　その他の手当（平成31年4月1日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成30年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）
扶養手当	1　配偶者　6,500円 2　子　1人につき　10,000円 3　父母等　1人につき　6,500円 ※　満16歳から満22歳までの子　1人につき　5,000円加算	同じ		3,450 千円	230,000　円
住居手当	住居を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員（借家）　最高27,000円	同じ		608 千円	304,200　円
通勤手当	通勤距離が片道 2㌔以上で、交通機関を利用し、又は交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関　限度額55,000円 2 交通用具 (1)二輪　2,000～31,600円 (2)四輪　2,000～44,300円 3 パークアンドライド 駐車料金の1/2　上限3,000円	同じ		2,560 千円	121,913　円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に職務の級及び支給区分に応じて定額を支給 (55,000～75,700円)	同じ		3,092 千円	773,000　円

イ　土地造成事業

（ア）　職員給与費の状況

ａ　決算

区分	総費用 Ａ	純損益又は 実質収支	職員給与費 Ｂ	総費用に占める 職員給与費比率 Ｂ／Ａ	（参考） 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
30年度	千円 974,997	千円 99,202	千円 24,857	% 2.6	% 9.1

区分	職員数 Ａ	給与費				一人当たり給与費 Ｂ／Ａ
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　Ｂ	
30年度	人 3	千円 12,386	千円 2,800	千円 5,517	千円 20,703	千円 6,901

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
２　職員数は平成30年4月1日現在の人数である。
３　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

（イ）　職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成31年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
45.7　歳	382,312　円	580,252　円

（注）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

（ウ）　級別職員数等の状況

等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成31年4月1日現在）

行政職給料表

区分	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合　計		内　訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職　名	（人）	（人）	（%）	段階
１級	主事又は技師の職務	0	0.0	計	0	1	0.0	係員級
２級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	0	0.0	計	0			
３級	1　係長又は主査の職務 2　副主査の職務	1	33.3	副主査 計	1 1	0	0.0	係長級
４級	困難な業務を行う係長又は主査の職務	0	0.0	計	0			
５級	1　本庁の課長補佐の職務 2　本庁の班長又は地方機関の課長の職務 3　主任の職務	1	33.3	主任 計	1 1	1	33.3	課長補佐級
６級	1　本庁の課長の職務 2　振興局の部長の職務 3　地方機関（振興局及び和歌山県東京事務所を除く。事項において同じ）の長の職務 4　本庁の副課長又は振興局の副部長の職務 5　企画員又は主幹の職務	1	33.3	主幹 計	1 1	1	33.3	課長級
７級	1　参事の職務 2　困難な業務を行う本庁の課長の職務 3　困難な業務を行う地方機関の長の職務 4　困難な業務を行う振興局の部長の職務 5　困難な業務を行う企画員の職務	0	0.0	計	0	0	0.0	次長級
８級	1　本庁の部に置かれる局の長の職務 2　振興局の長又は和歌山県東京事務所の長の職務 3　困難な業務を行う参事の職務	0	0.0	計	0			
９級	1　本庁の部長の職務 2　本庁（和歌山海区漁業調整委員会事務局を除く。）の事務局長の職務 3　困難な業務を行う振興局の長の職務 4　特に困難な業務を行う参事の職務	0	0.0	計	0	0	0.0	部長級
	合　計	3						

（注）１　職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
２　任期付職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員、再任用職員及び臨時的任用職員も本表に含む。

（エ） 職員の手当の状況

ａ 期末手当・勤勉手当

和歌山県	
１人当たり平均支給額（平成30年度） 1,839 千円	
（平成30年度支給割合） 期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.85 月分
(1.45) 月分	(0.9) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

ｂ 退職手当（平成31年4月1日現在）

和歌山県					
退職手当の基本額	（支給率）	自己都合		勧奨・定年	
	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分
	勤続25年	28.0395	月分	33.270750	月分
	勤続35年	39.7575	月分	47.7090	月分
	最高限度額	47.7090	月分	47.7090	月分
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2 % ～ 45 %)			
退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額 (0円～65,000円)の60月分				
（退職時特別昇給	なし	）			
１人当たり平均支給額	―	千円	―	千円	

（注）１ 退職手当の額は、退職手当の基本額（退職時の給料月額×支給率）に退職手当の調整額を加えて得た額である。

２ 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27～30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ｃ 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）		995 千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（平成30年度決算）		331,667 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
和歌山市	5 %	3 人	5 %
和歌山市及び橋本市以外の地域	1.5 %	0 人	1.5 %

（注） （ ）内は、再任用職員の数である。

d　特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）	0　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	0　円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）	0.0　%
手当の種類（手当数）	0

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額（平成30年度決算）	左記職員に対する支給単価
―	―	―	―　千円	

e　時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	349　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	175　千円
支給実績（平成29年度決算）	73　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	37　千円

（注）１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２　職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員、制度上時間外手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

f　その他の手当（平成31年4月1日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成30年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）
扶養手当	1　配偶者　6,500円 2　子　1人につき　10,000円 3　父母等　1人につき　6,500円 ※　満16歳から満22歳までの子　1人につき　5,000円加算	同じ		336 千円	168,000　円
通勤手当	通勤距離が片道 2㌔以上で、交通機関を利用し、又は交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関　限度額55,000円 2 交通用具 (1)二輪　2,000～31,600円 (2)四輪　2,000～44,300円 3 パークアンドライド 駐車料金の1/2　上限3,000円	同じ		137 千円	45,667　円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に職務の級及び支給区分に応じて定額を支給 (55,000～75,700円)	同じ		660 千円	660,000　円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)一般職員の勤務時間の状況 (平成31年4月1日現在)

区分	1週間の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
知事部局	38:45	9:00	17:45	12:00-13:00
教育委員会	38:45	9:00	17:45	12:00-13:00
警察本部	38:45	9:00	17:45	12:00-13:00

(2)一般職員の勤務時間の運用状況 (平成31年4月1日現在)

ア 育児・介護のための早出・遅出勤務の実施状況

知事部局	○	教育委員会	○	警察本部	○

イ ア以外の早出・遅出勤務の実施状況

知事部局	○※	教育委員会	○※	警察本部	○※

※早出のみ実施中

ウ フレックスタイム制度の実施状況

知事部局	×	教育委員会	×	警察本部	×

(3)一般職員の年次有給休暇の使用状況 (平成30年1月1日～平成30年12月31日)

区 分	総付与日数 (a)	総取得日数 (b)	全対象職員数 (c)	平均取得日数 (b)/(c)	消化率 (b)/(a)
知事部局	113,359.0日	34,229.8日	2,922人	11.7日	30.2%
教育委員会	126,967.2日	39,976.6日	3,247人	12.3日	31.5%
警察本部	90,386.4日	19,963.1日	2,320人	8.6日	22.0%

(注) 教育委員会の職員数には、市町村立学校の教職員数を含まない。

(4)特別休暇の導入状況 (平成31年4月1日現在)

種類	付与日数
1 公民権行使	必要と認められる期間
2 裁判員・証人等出頭	必要と認められる期間
3 ドナー休暇	必要と認められる期間
4 ボランティア休暇	1暦年7日以内
5 職員の結婚	7日以内
6 妊娠中の通勤	1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間
7 つわり	10日以内
8 妊娠・産後の保健指導等	妊娠期間に応じて付与
9 産前産後	出産予定日以前8週間(多胎妊娠の場合14週間)の日から産後8週間の日まで
10 生理	必要と認められる期間
11 育児時間	1日2回各60分以内
12 妻の出産	3日以内
13 男性職員の育児参加	5日以内
14 子の看護	1暦年5日(子が2人の場合は10日)以内
15 短期介護	1暦年5日(要介護者が2人の場合は10日)以内
16 職員の子の婚礼	1日
17 法事等	慣習上最小限度必要と認められる期間
18 忌引き	配偶者は10日、父母7日、子5日、祖父母3日他
19 夏季	原則、連続する5日の範囲内の期間
20 永年勤続	連続する3日の範囲内の期間
21 感染症等	必要と認められる期間
22 天災被害	10日を超えない範囲で必要と認められる期間
23 出勤困難	必要と認められる期間
24 退勤時危険回避	必要と認められる期間

(5)介護休暇の取得者数 (平成30年度) (単位:人)

区分	性別等	取得者数	要介護者数(職員との続柄別)								
			計	配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
知事部局	男性職員	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	女性職員	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	計	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0
教育委員会	男性職員	5	5	1	3	0	0	0	1	0	0
	女性職員	9	9	2	7	0	0	0	0	0	0
	計	14	14	3	10	0	0	0	1	0	0
警察本部	男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

（1）分限処分者数（30年度）　　（単位：人）

処分事由・任命権者 ＼ 処分の種類		降任		免職		休職		降給		合計		失職
（1）勤務成績が良くない場合	知事部局	0	〔0〕	0	〔0〕					0	〔0〕	
	教育委員会	0	〔0〕	0	〔0〕					0	〔0〕	
	警察本部	0	〔0〕	0	〔0〕					0	〔0〕	
	小計	0	〔0〕	0	〔0〕					0	〔0〕	
（2）心身の故障の場合	知事部局	0	〔0〕	0	〔0〕	104	〔29〕			104	〔29〕	
	教育委員会	0	〔0〕	0	〔0〕	84	〔84〕			84	〔84〕	
	警察本部	0	〔0〕	0	〔0〕	44	〔17〕			44	〔17〕	
	小計	0	〔0〕	0	〔0〕	232	〔130〕			232	〔130〕	
（3）職に必要な適格性を欠く場合	知事部局	0	〔0〕	0	〔0〕					0	〔0〕	
	教育委員会	0	〔0〕	0	〔0〕					0	〔0〕	
	警察本部	0	〔0〕	0	〔0〕					0	〔0〕	
	小計	0	〔0〕	0	〔0〕					0	〔0〕	
（4）職制・定数の改廃・予算の減少により廃職・過員を生じた場合	知事部局	0	〔0〕	0	〔0〕					0	〔0〕	
	教育委員会	0	〔0〕	0	〔0〕					0	〔0〕	
	警察本部	0	〔0〕	0	〔0〕					0	〔0〕	
	小計	0	〔0〕	0	〔0〕					0	〔0〕	
（5）刑事事件に関し起訴された場合	知事部局					0	〔0〕			0	〔0〕	
	教育委員会					0	〔0〕			0	〔0〕	
	警察本部					0	〔0〕			0	〔0〕	
	小計					0	〔0〕			0	〔0〕	
（6）条例で定める事由による場合	知事部局					0	〔0〕	0	〔0〕	0	〔0〕	
	教育委員会					0	〔0〕	0	〔0〕	0	〔0〕	
	警察本部					0	〔0〕	0	〔0〕	0	〔0〕	
	小計					0	〔0〕	0	〔0〕	0	〔0〕	
（7）合計（(1)～(6)の計）	知事部局	0	〔0〕	0	〔0〕	104	〔29〕	0	〔0〕	104	〔29〕	
	教育委員会	0	〔0〕	0	〔0〕	84	〔84〕	0	〔0〕	84	〔84〕	
	警察本部	0	〔0〕	0	〔0〕	44	〔17〕	0	〔0〕	44	〔17〕	
	合計	0	〔0〕	0	〔0〕	232	〔130〕	0	〔0〕	232	〔130〕	
（8）地公法第28条第4項により失職した者	知事部局											0
	教育委員会											0
	警察本部											0
	小計											0
（9）地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者	知事部局											0
	教育委員会											0
	警察本部											0
	小計											0

（注）　心身の故障による休職で処分期間を更新した場合等、同一の者が複数回の分限処分に付された場合は、その数を重複して計上している。
〔　〕は、実人数を計上している。

（2）懲戒処分者数（30年度）　　（単位：人）

処分事由・任命権者 ＼ 処分の種類		戒告	減給	停職	免職	合計
（1）給与・任用に関する不正（諸給与の不正領得等）	知事部局	0	0	0	0	0
	教育委員会	0	0	0	0	0
	警察本部	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0
（2）一般服務違反関係(信用失墜行為・欠勤・勤務態度の不良等）	知事部局	0	0	1	1	2
	教育委員会	0	0	1	3	4
	警察本部	1	0	0	0	1
	小計	1	0	2	4	7
（3）公務外非行関係(金銭・異性関係等の非行等）	知事部局	0	0	0	0	0
	教育委員会	0	0	0	1	1
	警察本部	0	0	2	0	2
	小計	0	0	2	1	3
（4）収賄等関係	知事部局	0	0	0	0	0
	教育委員会	0	0	0	1	1
	警察本部	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	1	1
（5）道路交通法違反	知事部局	0	0	0	0	0
	教育委員会	0	0	2	0	2
	警察本部	0	0	0	0	0
	小計	0	0	2	0	2
（6）監督責任	知事部局	1	0	0	0	1
	教育委員会	0	1	0	0	1
	警察本部	0	0	0	0	0
	小計	1	1	0	0	2
（7）合計（(1)～(6)の計）	知事部局	1	0	1	1	3
	教育委員会	0	1	3	5	9
	警察本部	1	0	2	0	3
	合計	2	1	6	6	15

６ 職員の服務の状況

(1)育児休業、育児のための部分休業及び育児短時間勤務の取得者数（平成30年度）　（単位：人）

区分	性別等	育児休業取得者数	部分休業取得者数	育児短時間勤務取得者数	平成30年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員 育児休業対象者数	うち育児休業取得者数	うち部分休業取得者数	うち育児短時間勤務取得者数	育休取得率
知事部局	男性職員	1	1	0	100	1	0	0	1.0%
		2	1	1					
	女性職員	36	8	1	36	36	0	0	100.0%
		42	15	4					
	計	37	9	1	136	37	0	0	27.2%
		44	16	5					
教育委員会	男性職員	6	2	0	214	5	1	0	2.3%
		0	1	0					
	女性職員	158	9	16	158	158	9	16	100.0%
		282	8	13					
	計	164	11	16	372	163	10	16	43.8%
		282	9	13					
警察本部	男性職員	1	0	0	133	0	0	0	0.0%
		0	0	0					
	女性職員	14	10	8	14	14	10	8	100.0%
		1	2	1					
	計	15	10	8	147	14	10	8	9.5%
		1	2	1					

（注）「育児休業取得者数」「部分休業取得者数」「育児短時間勤務取得者数」の欄の上段には平成30年度に新たに育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)を取得した者、下段には育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)の期間が平成29年度以前から平成30年度にかけて引き続いている者の数を記入。

(2)育児短時間勤務の勤務形態（平成30年度中に新たに育児短時間勤務を取得した職員）（単位：人）

区分	性別等	勤務形態 1日3時間55分	1日4時間55分	週3日	週2日半	その他	合計
知事部局	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	1	0	0	0	1
	計	0	1	0	0	0	1
教育委員会	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	14	2	0	0	16
	計	0	14	2	0	0	16
警察本部	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	2	4	2	0	0	8
	計	2	4	2	0	0	8

(3)修学部分休業の実施状況
（平成30年度）

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	0
教育委員会	○	0
警察本部	○	0

(4)高齢者部分休業の実施状況
（平成30年度）

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	0
教育委員会	○	0
警察本部	○	0

(5)自己啓発等休業の実施状況
（平成30年度）

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	1
教育委員会	○	1
警察本部	○	0

(6)配偶者同行休業の実施状況
（平成30年度）

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	1
教育委員会	○	2
警察本部	○	0

7 職員の退職管理の状況

①再就職情報の届出制度について

平成28年4月1日の地方公務員法の改正に伴い、職員の退職管理に関する条例を制定した。
届出事項を規則に定め、以下の項目について対象職員に再就職情報を届出させる。
対象者は管理職以上に就いていた元職員。
対象期間は離職後2年間。

●届出事項

1 氏名
2 生年月日(年齢)
3 離職時の所属・職名
4 離職日
5 再就職日
6 再就職先の名称
7 再就職先の業務内容
8 再就職先における地位(役職等)

②再就職者による依頼等の規制

地方公務員法第38条の2第6項第6号の規定に基づく再就職者による依頼等承認申請、同条第7項の規定に基づく規制違反依頼等の届出をさせる。

8 職員の研修の状況

(1) 研修状況 （平成30年度）

研修名等		対象者	回数等	日数（日）	修了者数（人）	備考
一般研修	新規採用職員研修	知事部局職員（新規採用職員）	2	9	120	
	2年目職員研修	知事部局職員（採用後2年目の職員）	2	3	92	
	新任副主査研修	知事部局職員（新任副主査職員）	3	3	111	
	新任主査研修	知事部局職員（新任係長級職員）			60	約1か月の民間体験研修
	課長補佐研修Ⅰ	知事部局職員（新任課長補佐級職員）	3	2	96	
	課長補佐研修Ⅱ	知事部局職員（新任の本庁班長、地方機関の課長等）	2	2	83	
	新任管理者研修	知事部局職員（新任管理者）	2	2	76	
	新任所属長研修	知事部局職員（新任所属長）	2	1	59	
	県教育委員会事務局等職員研修	教育委員会職員（事務局等新規採用職員）	1	1	35	
	県教育庁等職場研修委員・人権教育担当職員研修	教育委員会職員（職場研修委員・人権教育担当職員）	1	1	41	
	県教育庁等職員人権研修	教育委員会職員（事務局等職員）	1	2	549	
	初任科	新規採用の警察官（大卒）	1	184	30	
	初任科	新規採用の警察官（大卒以外）	1	307	37	
	一般職員初任科	新規採用の一般職員	1	26	12	
	初任補修科	採用時教養警察官（大卒）	1	60	27	
	初任補修科	採用時教養警察官(大卒以外)	1	82	36	
	若手警察官研修	初任科生、初任補修科生、若手警察職員	1	1	120	
	人権研修	警部補以下の警察官及び一般職員	2	1	302	1回約150名
特別研修	住民との対話能力向上研修	知事部局職員（受講を希望する職員）	2	2	65	
	プレゼンテーション研修		2	2	50	
	政策形成能力開発研修		2	2	70	
	財務諸表の見方研修		2	2	62	
	統計的思考力養成講座		1	2	19	
	メディア対応研修		1	2	31	
	政策法務研修		1	2	23	
	行政争訟講座		1	2	32	
	民間経営に学ぶ研修		1	2	32	
	民法講座		1	2	42	
	職場研修委員研修	知事部局職員（新たに職場研修委員に任命された者）	2	1	53	
	新規採用職員指導者研修	知事部局職員(新規採用職員に対する指導職員）	2	1	89	
	育休任期付職員等研修	知事部局職員（育児休業等代替職員）	1	2	13	
	育児休業者職場復帰サポート研修	知事部局職員（育児休業職場復帰者、育児休業中の職員、育児休業中又は育児休業職場復帰者の配偶者がいる職員）	1	1	11	
	部下職員指導支援研修	知事部局職員（特別指導対象職員が所属する課室の所属長、若しくは所属長が指名した者）	1	1	26	
	政策形成能力研修	知事部局職員（採用10年目程度の職員）	3	3	11	関西広域連合主催研修
	団体連携型研修	知事部局職員（受講を希望する職員）			266	関西広域連合主催研修
	市町村職員との合同研修	知事部局職員（受講を希望する職員）			42	市町村職員研修協議会主催研修
	臨時的任用職員研修	知事部局職員（臨時的任用職員）	2	1	4	
	債権管理研修	知事部局職員（非強制徴収公債権・私債権に係る職員）	1	2	34	
	事務補助職員等研修	事務補助職員等	1	1	39	
	キャラバン・メイト フォローアップ研修	警察職員のうちの希望者	1	1	2	
	和歌山県特別研修		1	1	1	
基本研修	初任者研修	教育委員会職員（新規採用教員）	1	16	210	
	初任者研修（宿泊研修）	教育委員会職員（新規採用教員）	1	2	210	
	初任者研修（2年次研修）（29年度継続）	教育委員会職員（新規採用29年度継続者）	1	4	269	
	初任者研修（3年次研修）（28年度継続）	教育委員会職員（新規採用28年度継続者）	1	3	225	

基本研修	6年次研修	教育委員会職員（6年次教員）	1	1	188	
	中堅教諭等資質向上研修	教育委員会職員（10年経験者教員）	1	8	219	
	中堅教諭等資質向上研修（29年度継続）	教育委員会職員（10年経験者教員29年度継続者）	1	2	142	
	新規採用養護教諭研修	教育委員会職員(新規採用養護教員)	1	10	22	
	中堅養護教諭資質向上研修	教育委員会職員（10年経験者教員）	1	5	7	
	新規採用栄養教諭研修	教育委員会職員（新規採用栄養教諭）	1	5	4	
	新規採用学校栄養職員研修	教育委員会職員（新規採用学校栄養職員）	1	10	1	
	中堅栄養職員資質向上研修	教育委員会職員（10年経験者教員）	1	5	3	
	新規採用学校事務職員研修	教育委員会職員(新規採用学校事務職員)	1	4	12	
専門研修	県職員人権・同和特別研修指導責任者研修会	知事部局職員（職場研修委員、振興局人権担当職員等）	2	1	301	
	インバスケット研修	知事部局職員（受講を希望する職員）	1	1	22	
	業務改善研修	知事部局職員（受講を希望する職員）	1	1	22	
	新任校長研修	教育委員会職員（管理職・新任校長）	1	3	72	
	新任教頭研修	教育委員会職員（管理職・新任教頭）	1	3	78	
	新任教務主任研修	教育委員会職員（初めて教務主任になった教員）	1	1	86	
	学校を活性化する校内研修講座－全国学調の活用－	教育委員会職員（各小・中・特別支援学校長が推薦する教員）	1	1	292	
	ICT活用推進のための集合研修12	教育委員会職員（各県立学校長が推薦する教員）	1	2	109	
	校務用PC活用のための研修講座	教育委員会職員（各県立学校長が推薦する教員）	1	1	53	
	統計を活用した授業づくり研修講座	教育委員会職員（各市町村教育委員会教育長及び各県立学校長が推薦する教員）	1	1	105	
	キャリア教育研修講座	教育委員会職員（各市町村教育委員会教育長及び各県立学校長が推薦する教員）	1	1	311	
	特別支援学級担当教員研修	教育委員会職員（初めて特別支援学級を担当する教員）	1	2	104	
	通級指導教室担当教員研修	教育委員会職員（通級指導教室を担当する教員）	1	1	50	
	組織的に取り組む特別支援教育（管理職＆コーディネーター）研修	教育委員会職員（各市町村教育委員会教育長が推薦する教頭及び教員）	1	1	59	
	小学校国語科教育研修講座	教育委員会職員（教員）	1	1	33	
	中学校・高等学校国語科教育研修講座	教育委員会職員（教員）	1	1	54	
	社会科・地理歴史科・公民科教育研修講座	教育委員会職員（教員）	1	1	39	
	小学校算数科教育研修講座	教育委員会職員（教員）	1	1	24	
	中学校・高等学校数学科教育研修講座	教育委員会職員（教員）	1	1	34	
	やさしい理科実験研修講座	教育委員会職員（教員）	1	1	28	
	理科教育研修講座	教育委員会職員（教員）	1	1	43	
	電子顕微鏡活用研修講座	教育委員会職員（教員）	1	1	5	
	四季の星座研修講座	教育委員会職員（教員）	1	1	19	
	小学校外国語活動・外国語科教育研修講座1	教育委員会職員（教員）	1	1	48	
	小学校外国語活動・外国語科教育研修講座2	教育委員会職員（教員）	1	1	11	
	英語科教育研修講座	教育委員会職員（教員）	1	1	37	
	ALTとの効果的なTTのための英語科研修講座	教育委員会職員（教員）	1	1	20	
	道徳教育研修講座	教育委員会職員（教員）	1	1	88	
	知的障害のある子供のための授業づくり研修講座－教科指導について－	教育委員会職員（教員）	1	1	56	
	教育相談研修講座1－事例検討1－	教育委員会職員（教員）	1	1	58	
	教育相談研修講座2－子供とのかかわりに認知行動療法などの視点を生かす－	教育委員会職員（教員）	1	1	77	
	教育相談研修講座3－事例検討2－	教育委員会職員（教員）	1	1	43	
	主体的・対話的で深い学びの実現をめざす授業改善研修講座	教育委員会職員（教員）	1	1	52	
	どの子も「わかる・できる」授業づくり研修講座	教育委員会職員（教員）	1	1	96	
	基礎から学べる学級集団づくり研修講座	教育委員会職員（教員）	1	1	58	

専門研修	生徒指導研修講座	教育委員会職員（教員）	1	1	47	
	考え表現する力を育む授業づくり研修講座－新聞を活用して－	教育委員会職員（教員）	1	1	29	
	事例に学ぶ情報モラル研修講座	教育委員会職員（教員）	1	1	28	
	初任者のためのICT活用講座	教育委員会職員（教員）	1	1	60	
	活力ある学校図書館をめざす司書教諭・学校司書等研修講座	教育委員会職員（司書教諭・学校司書・学校図書館に関係する職員）	1	1	49	
	警部補任用科	昇任予定の巡査部長	1	12	15	
	巡査部長任用科	昇任予定の巡査長	1	12	13	
	生活安全任用科	生活安全警察任用予定者	1	26	13	
	刑事任用科	刑事警察任用予定者	1	24	19	
	交通任用科	交通警察任用予定者	1	12	17	
	留置担当官専科	警部補以下の警察官	1	5	10	
	災害警備専科		1	5	16	
	特殊犯捜査専科		1	10	20	
	検視実務専科		1	5	14	
	職務質問専科		1	5	14	
	取調べ技能専科		2	5	22	
	人身安全関連事案対策		1	5	14	
	通信指令専科		1	5	7	
	交通実務専科		1	12	13	
	サイバー犯罪捜査実務専科		1	5	18	
	組織犯罪捜査専科		1	5	19	
	刑事実務専科		1	5	15	
	総合実務専科		3	4	60	
	鑑識任用専科		1	9	19	
	緊急自動車運転技能者専科（四輪）		1	14	5	
	緊急自動車運転技能者専科（二輪）		1	15	2	
	留置担当官任用専科		2	5	40	
	警備実務専科		1	5	8	
	警護専科		1	5	14	
	自動車警ら班員任用		1	5	15	
	総合実務専科	係長以下の一般職員	1	3	11	
研究開発	学校支援・調査研究事業に係る研修	教育委員会職員（教員）	294		5,206	随時要請に応じて
教育相談	教育相談主事等派遣事業に係る研修	教育委員会職員（教員）	27		995	随時要請に応じて
長期研修	長期教員研修	教育委員会職員（選考された教員）	1		9	1年間
	教育の長期社会体験研修	教育委員会職員（選考された教員）	1		4	1年間
合　　計					13,862	

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 公務災害・通勤災害の認定件数

（平成30年度）

区分		件数	区分		件数	区分		件数
公務災害		132	通勤災害		11	合計		143
内訳	知事部局	21	内訳	知事部局	5	内訳	知事部局	26
	教育委員会	49		教育委員会	1		教育委員会	50
	警察本部	62		警察本部	5		警察本部	67

(2) 健康診断実施状況

（平成30年度）

健康診断名	受診対象者	受診者数		
		知事部局	教育委員会	警察本部
定期健康診断	全職員（非常勤職員含む）	3,902	3,234	2,498
雇入時健康診断	新規採用職員	139	0	0
電離放射線業務健康診断	放射線業務に従事する職員	15	0	41
農薬業務健康診断	有機リン系農薬取扱業務に従事する職員	62	0	0
有機溶剤等業務健康診断	有機溶剤等取扱業務に従事する職員	35	0	12
振動業務健康診断	振動工具取扱業務に従事する職員	80	0	0
家畜疾病等取扱業務健康診断	動物の負傷・疾病等取扱業務に従事する職員	73	0	0
VDT作業健康診断	VDT作業に従事する職員の内希望者	165	0	0
B型肝炎健康診断	血液取扱業務に従事する職員の内希望者	18	1,013	0
乗船業務健康診断	乗船業務に従事する職員	12	0	0
深夜業務従事者健康診断	深夜業務に従事する職員	111	0	712
ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ取扱業務健康診断	ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ取扱業務に従事する職員	11	0	0
海外派遣労働者健康診断	6ヶ月以上海外へ派遣される職員及び6ヶ月以上海外へ派遣され帰国した職員	0	0	0
結核健診	医療関係者で結核患者と直接接触する機会のある職員	5	0	0
特定化学物質等取扱業務健康診断	特定化学物質取扱業務に従事する職員	15	0	0
便培養検査（上記健診検査項目）	県立学校の寄宿舎調理員・学校給食調理員・学校栄養職員	0	79	0
腰痛検査	県立特別支援学校教職員（職務上、児童生徒の介助等に従事する者の内希望者）	0	25	0
機動隊員特別検診	機動隊員及び管区機動隊員	0	0	68
高気圧作業従事者検診	高気圧作業従事者	0	0	33
鉛業務従事者検診	鉛業務従事者	0	0	11
脳波検診	白バイ勤務員	0	0	10

(3) （一財）和歌山県職員互助会・（一財）和歌山県教育互助会・（一財）和歌山県警察共助会の状況

（平成30年度）

	（一財）和歌山県職員互助会	（一財）和歌山県教育互助会	（一財）和歌山県警察共助会
会員数	5,454人	8,803人	2,539人
掛金	167,943千円	359,775千円	72,307千円
掛金率	（給料）×8/1000	1%	（給料+扶養手当）×7.3/1,000
補助金	0 千円	0 千円	0 千円

（注）1 この様式に定める「知事部局」は、議会事務局・人事委員会事務局・監査委員事務局・和歌山海区漁業調整委員会を含みます。
2 各互助会に対する補助金については、平成18年度から廃止しました。

10 その他知事が必要と認める事項

定年退職者・勧奨退職者の再就職者数　（平成30年度）　（単位：人）

区分 職種	平成29年度退職者数 a	合計 b	aのうち再就職者数 県に再就職した者 再任用職員（常時勤務） c	再任用職員（短時間勤務） d	非常勤職員 e	臨時職員 f	その他 g	県以外に再就職した者 他の地方公共団体 h	うち再任用職員 i	外郭団体 j	非営利団体（外郭団体除く） k	営利企業（外郭団体除く） l	自営業 m	再就職しない者 n	不明である者 0
一般行政職	119	86	40	10				1		6	20	9		29	4
研究職	3	1									1			2	
医療職	8	2									1	1		6	
技能労務職	2	1		1											1
教育職	295	84	83	1											211
警察職	43	37	3	2	12			3			10	7			6
合計	470	211	126	14	12	0	0	4	0	6	32	17	0	37	222

Ⅱ　人事委員会の業務状況

1　職員の競争試験及び選考の状況

(1)　採用試験の状況（平成30年度）

ア　競争試験

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
○（大学卒業程度）Ⅰ種					
一般行政（通常枠）	475	374	186	62	6.0
一般行政（特別枠）	24	22	18	5	4.4
警察事務	41	34	12	4	8.5
情報職	17	15	7	2	7.5
総合土木	25	15	15	7	2.1
建築	6	5	4	3	1.7
電気	9	8	5	1	8.0
化学A	8	5	5	1	5.0
化学B	4	3	3	1	3.0
農学	29	24	21	7	3.4
林学	10	8	6	5	1.6
水産	11	9	7	2	4.5
法医鑑識	10	6	5	1	6.0
総合土木（追加）	30	16	13	5	3.2
計	699	544	307	106	5.1
備考：試験区分					
○（高校卒業程度）Ⅲ種					
一般事務	27	22	10	2	11.0
学校事務	151	136	36	15	9.1
警察事務	53	46	15	5	9.2
土木	7	6	3	2	3.0
計	238	210	64	24	8.8
○第1回警察官A					
警察官A男性一般	159	135	88	25	5.4
警察官A女性一般	42	40	21	6	6.7
警察官A男性武道・柔道	2	2	1	1	2.0
警察官A男性武道・剣道	0	―	―	―	―
警察官A女性武道・柔道	1	1	1	－	－
警察官A女性武道・剣道	1	1	1	1	1.0
警察官A語学・英語	1	1	1	－	－
サイバー犯罪捜査官	1	1	1	1	1.0
計	207	181	114	34	5.3
○第2回警察官A					
警察官A男性一般	71	52	20	5	10.4
警察官A女性一般	21	15	14	6	2.5
警察官A男性武道・柔道	0	―	―	―	―
警察官A男性武道・剣道	1	1	1	1	1.0
計	93	68	35	12	5.7
○警察官B					
警察官B男性	172	149	85	24	6.2
警察官B女性	63	58	48	19	3.1
警察官B女性武道・柔道	1	1	1	1	1.0
計	236	208	134	44	4.7
○第1回育休任期付・任期付短時間勤務職員					
一般事務	25	24	23	9	2.7
農業	1	1	1	1	1.0
土木	2	2	1	1	2.0
任期付短時間勤務 一般事務	6	6	4	1	6.0
計	34	33	29	12	2.8
○第2回育休任期付・任期付短時間勤務職員					
一般事務	39	35	34	19	1.8
学校事務	8	8	8	5	1.6
計	47	43	42	24	1.8
合計	1554	1287	725	256	5.0

イ 選考

（ア） 公募

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
社会福祉士	18	18	8	3	6.0
臨床心理士	6	5	4	1	5.0
精神保健福祉相談員	5	5	4	2	2.5
獣医師	2	2	2	―	―
薬剤師	13	10	4	1	10.0
保健師A	8	8	8	4	2.0
保健師B	4	3	3	1	3.0
診療放射線技師	6	4	3	2	2.0
学校栄養職員	58	49	14	7	7.0
司書	29	21	4	1	21.0
船舶職員	2	1	1	－	－
研究員（電子・情報通信分野）	2	2	2	1	2.0
職業訓練指導員（情報システム科）	1	1	1	1	1.0
身体障害（一般事務）	6	3	3	2	1.5
身体障害（学校事務）	4	3	1	1	3.0
身体障害（警察事務）	3	3	3	1	3.0
航空整備士	1	1	1	1	1.0
文化財専門員（美術工芸品）	10	10	4	1	10.0
文化財専門員（埋蔵文化財）	4	4	4	1	4.0
ジオパーク専門員	14	14	6	2	7.0
獣医師（追加）	2	1	1	1	1.0
看護師（こころの医療センター）	18	15		5	3.0
社会福祉士（追加）	22	15	12	6	2.5
第2回身体障害（一般事務）	2	2	2	2	1.0
第2回身体障害（学校事務）	0	－	－	－	－
第2回身体障害（警察事務）	3	3	3	2	1.5
専任教員①（助産）	2	2	2	2	1.0
専任教員②（看護）	1	1	1	1	1.0
文書専門員	10	10	4	1	10.0
（第1回育休）薬剤師・和歌山	1	1	1	1	1.0
（第1回育休）研究員	0	－	－	－	－
（第1回育休）栄養士	1	1	1	－	－
（第1回育休）看護師	1	1	1	1	1.0
（第1回育休）保健師	0	－	－	－	－
（第1回育休）臨床検査技師	0	－	－	－	－
（第2回育休）臨床心理士	1	1	1	1	1.0
（第2回育休）研究員（化学技術分野）	1	1	1	1	1.0
（第2回育休）栄養士	1	1	1	1	1.0
（第2回育休）看護師	2	1	1	1	1.0
（第2回育休）保健師	3	3	3	2	1.5
（第2育休）臨床検査技師	0	－	－	－	－
事務補助・和歌山・海南	107	102		99	1.0
事務補助・那賀	21	18		14	1.3
事務補助・伊都	6	5		4	1.3
事務補助・有田	19	19		14	1.4
事務補助・日高	22	20		14	1.4
事務補助・西牟婁	13	12		12	1.0
事務補助・東牟婁	20	18		14	1.3
事務補助・世界遺産センター	1	1		1	1.0
事務補助・教育委員会	8	8		5	1.6
事務補助・県立図書館	19	14		8	1.8
事務補助・県立紀南図書館	6	5		2	2.5
事務補助・県立近代美術館・博物館	17	15		3	5.0
事務補助・警察和歌山	12	11		8	1.4
事務補助・警察岩出	3	3		1	3.0
事務補助・身体伊都	0	－		－	－
事務補助・身体有田	0	－		－	－
事務補助・身体東牟婁	0	－		－	－
事務補助・東京	5	4		1	4.0
合計	546	481	115	261	1.8

（イ） 公募以外（人事交流等）

職 任命権者	部長又は相当職	次長又は相当職	課長又は相当職	課長補佐又は相当職	主査又は相当職	副主査、主事、技師又は相当職	その他	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査長	巡査	計
知　　事	3	2	7	4	12	36	91							155
教育委員会		1	3	10	13		75							102
人事委員会					1	1								2
警察本部長				1			4	3	7	9	4	5	6	39
合　　計	3	3	10	15	26	37	170	3	7	9	4		6	298

(2) 昇任の状況(平成30年度)

ア 競争試験

警察官(警部・警部補・巡査部長)昇任試験

(一般)

種　別	受験者数	最終合格者数	競争倍率
警　部	181	19	9.5
警　部　補	287	36	8.0
巡　査　部　長	581	41	14.2

(専門)

種　別	受験者数	最終合格者数	競争倍率
警　部	7	2	3.5
警　部　補	5	5	1.0

イ 選考

警察官(警視・警部・警部補・巡査部長)昇任選考

職	昇任者数
警　視	10
警　部	23
警　部　補	4
巡　査　部　長	0
計	37

２　給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1)　平成30年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

＜平成30年の給与勧告のポイント＞

〇平成30年度の給料及びボーナスを引上げ

・民間給与との較差を埋めるため、給料表の水準を引上げ

・ボーナスを0.05月分引上げ、勤勉手当に配分

ア　民間給与と職員給与との比較

県内民間事業所117事業所について、平成30年４月分の給与等を調査（職種別民間給与実態調査）

(ｱ) 月例給

職員（行政職給料表適用職員）と民間従業員について、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の平成30年４月分の給与を比較（ラスパイレス比較）

平成30年４月の民間給与（Ａ）	平成30年４月の職員給与（Ｂ）	較差（Ａ－Ｂ）
375,745円	375,084円	661円 （0.18%）

(ｲ) 特別給（ボーナス）

平成29年８月から平成30年７月までの１年間に民間事業所で支払われた特別給（ボーナス）の支給割合と、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を比較

民間の年間支給割合（Ａ）	職員の年間支給月数（Ｂ）	較差（Ａ－Ｂ）
4.44月分	4.40月分	0.04月分

イ　平成30年４月の民間給与との較差に基づく給与改定

(ｱ) 給与改定の考え方

給与の改定は、職員給与を４月分の民間給与と均衡させることを基本として実施

(ｲ) 月例給の改定　＜勧告＞

a　給料表の改定

(a) 行政職給料表

国家公務員の行政職俸給表（一）に準じ、若手職員を中心に引上げ（平均改定率0.2%）

(b) 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表との均衡を基本に引上げ

b　初任給調整手当の改定

医師の処遇を確保するため、初任給調整手当を引上げ(支給限度額414,300円→414,800円)

c　宿日直手当の改定

人事院勧告に準じて所要の改定

d　実施時期

平成30年４月１日

・改定を行った場合の職員の平均給与（行政職給料表）

改定前	改定額	改定後
375,084円	584円	375,668円

・改定額（584円）の内訳

給料	はね返り分(注)	計
558円	26円	584円

（注）給料等の改定に伴い地域手当の額が増減する分

参考（行政職給料表）

職員数	3,932人
平均年齢	43.4歳
平均勤続年数	19.3年

(ｳ) 特別給（ボーナス）の改定　＜勧告＞

a　改定の内容

民間の特別給の支給割合に見合うよう0.05月分引き上げ、勤勉手当に配分（4.40月分→4.45月分）

支給月数（一般の職員の場合）

特別給		６月期	12月期	計
30年度	期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）	2.60 月（改定なし）
	勤勉手当	0.90 月（支給済み）	0.95 月（現行0.90月）	1.85 月（現行1.80月）
	計	2.125月（支給済み）	2.325月（現行2.275月）	4.45 月（現行4.40月）
31年度以降	期末手当	1.30 月	1.30 月	2.60 月
	勤勉手当	0.925月	0.925月	1.85 月
	計	2.225月	2.225月	4.45 月

b　実施時期

平成30年12月１日

ウ　公務運営の改善

(ｱ)　人材の確保及び育成

・　職員採用Ｉ種試験において、一般行政職特別枠の導入、複数回面接の実施など、意欲的で行動力のある多様な人材を確保するための取組を行ってきたが、さらに今年度から、Ｉ種試験（一般行政職、警察事務職）の専門試験を４分野からの選択制にするなど、幅広い分野の人材が受験しやすいよう、見直しを実施

・　より多くの受験者を確保し、有為な人材を採用するため、県職員としてのやりがいや魅力について、より一層積極的に広報活動を行うとともに、引き続き効果的な採用試験の実施方法について検討していくことが必要

・　障害者雇用については、各任命権者において、計画的な採用を積極的に進めていくことが必要

(ｲ)　女性職員の活躍推進

・　各任命権者において、女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画に基づいた取組を実施

・　女性職員の採用については、様々な機会を捉えて、受験者確保に取り組んできたところであり、今後も任命権者と連携しつつ、有為な女性の確保のため、より効果的な人材確保策を推進していくことが必要

・　管理職への登用についても、各任命権者において、男女共同参画の観点から様々な取組を実施

・　今後さらに、各任命権者において、男女ともにやりがいを感じ能力を十分に発揮しながら働き続けられる職場環境の整備など、行動計画に定めた目標の達成に向けて積極的な取組を進めていくことが必要

(ｳ)　能力・実績に基づく人事管理の推進

・　職員の業務遂行意欲の向上を図り、組織の活力を維持するためには、能力・実績に基づく人事管理を進めていくことが必要

・　各任命権者において、人事評価制度を公正、適正に運用し、人事配置や人材育成等の人事管理に活用するとともに、給与処遇に的確に反映していくことが重要であり、必要に応じ現行の制度を改善していくよう努めるべき

(ｴ)　高齢層職員の能力及び経験の活用

・　これまで定年退職する職員が希望する場合は、再任用を行うことで対応してきたところであるが、人事院が本年行った意見の申出を踏まえ、今後、定年の引上げに関する具体的措置等について、国や他の都道府県の動向等を注視しつつ、検討していくことが必要

(ｵ)　働き方改革と勤務環境の整備

a　超過勤務の縮減等と年次有給休暇の取得促進

・　超過勤務の縮減については、各任命権者において、「毎日がノー残業デー」や「所属ノー残業デー」など、様々な取組を実施。特に、多忙化する教職員の勤務状況の改善が喫緊の課題となっている教育委

員会では、「和歌山県運動部活動指針」の策定や部活動指導員等の配置がなされるなど、教職員の負担軽減のための取組を実施

・　各任命権者は、今後とも、業務の合理化・適正化を一層進めるとともに、勤務時間の状況を適切に把握した上で、長時間勤務の要因を分析し、より実効性のある取組を進めていくことが必要

・　年次有給休暇の取得促進についても、引き続き、取得しやすい環境を整備するとともに、計画的・連続的取得の促進に取り組むことが必要

ｂ　柔軟な働き方の推進

・　ワーク・ライフ・バランスの推進と公務能率の向上等を図るため、本年、勤務時間を早める朝型勤務制度の拡充やモバイルパソコンを用いて外出先で勤務するモバイル勤務、出張者が他の庁舎で勤務するサテライトオフィス勤務の試験導入を開始

・　各任命権者においては、現在実施している施策や国、んじゅ他の都道府県、民間企業で実施されている取組の効果を検証・研究しながら、一層働き方改革を推進していくことが求められる

ｃ　仕事と家庭の両立支援の推進

・　少子高齢化社会という構造的な問題を背景に、誰もが活躍できる社会の実現が重要課題となっており、育児、介護等を行う職員が、その能力を最大限発揮して活躍できるよう勤務環境を整備していくことが求められている

・　今後とも、各任命権者は、特定事業主行動計画の趣旨や内容を職員に十分に周知し、育児や介護に関する休暇等の制度がより利用しやすくなるような勤務環境づくりを進めていくことが必要

ｄ　心の健康づくりの推進

・　各任命権者において、精神科医等によるメンタルヘルス相談や職場復帰支援制度、ストレスチェック制度など、幅広い取組を実施

・　ストレスチェック制度は、メンタル不調を未然に防止するための仕組みであるが、この制度は未然防止だけでなく、職員のストレス状況の改善や働きやすい職場の実現を通じた公務能率の向上にも繋がるものであることから、職員の受検率をより一層高め、積極的に活用を進めていくことが必要

ｅ　非常勤職員の勤務環境の整備

・　国の取組、他の都道府県の状況を踏まえ、非常勤職員の適切な勤務環境の整備に取り組むことが必要

・　昨年５月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（改正法）が公布され、新たに一般職の会計年度任用職員の規定が設けられた。再来年４月の改正法の施行に向け、適正かつ円滑に制度を導入できるよう、各任命権者は、改正法の趣旨に則り、人事管理の計画的推進や勤務条件の整備などの準備を着実に実施していくことが必要

(ｶ)　服務規律の確保

・　職員は、一人ひとりが県民全体の奉仕者としての自覚を持ち、自らの行動が公務全体の信用に影響を与えることを常に意識し、高い倫理観を保持しながら、服務規律を遵守することが求められる

・　各任命権者は、研修の機会を通じた定期的・継続的な意識啓発を行うとともに、事案が発生した場合は、その事案について、事実関係を十分に把握、分析し、再発防止のため、実効性のある取組を引き続き進めていくことが必要

⑵報告資料

ア　職員の給与

（ア）職員の給料表別、任命権者別職員数

区分 / 給料表		職員数			知事	県議会議長	代表監査委員	教育委員会			人事委員会	警察本部長
			平成29年4月	増減				本庁等	県立学校	市町村立小・中学校		
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全		14,445	14,592	△ 147	3,597	31	17	334	2,720	5,228	12	2,506
一般職員	行政職	3,932	3,950	△ 18	3,094	31	17	287	184	－	12	307
	研究職	209	206	3	166	－	－	27	－	－	－	16
	医療職(1)	27	28	△ 1	27	－	－	－	－	－	－	－
	医療職(2)	101	103	△ 2	95	－	－	－	6	－	－	－
	医療職(3)	215	213	2	215	－	－	－	－	－	－	－
	学校栄養職員	18	24	△ 6	－	－	－	－	－	18	－	－
	学校事務職員	288	293	△ 5	－	－	－	－	－	288	－	－
	計	4,790	4,817	△ 27	3,597	31	17	314	190	306	12	323
教育職員	高等学校等教育職員	2,476	2,529	△ 53	－	－	－	－	2,476	－	－	－
	県立中学校教育職員	54	52	2	－	－	－	－	54	－	－	－
	市町村立小・中学校等教育職員	4,942	5,005	△ 63	－	－	－	20	－	4,922	－	－
	計	7,472	7,586	△ 114	－	－	－	20	2,530	4,922	－	－
警察官		2,183	2,189	△ 6	－	－	－	－	－	－	－	2,183

（注）任期付職員、任期付研究員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員及び再任用職員については、本表には含まれていない。
（以下、（エ）までについて同じ。）

(イ)職員の給料表別人員、平均年齢、平均勤続年数

区分 / 給料表		適用人員	平均年齢	平均勤続年数
		人	歳	年
全		14,445	42.0	17.8
一般職員	行政職	3,932	43.4	19.3
	研究職	209	42.5	16.2
	医療職(1)	27	43.7	8.0
	医療職(2)	101	40.9	14.4
	医療職(3)	215	45.5	17.8
	学校栄養職員	18	47.2	23.6
	学校事務職員	288	42.5	22.6
	計	4,790	43.4	19.1
教育職員	高等学校等教育職員	2,476	43.6	18.7
	県立中学校教育職員	54	41.2	16.4
	市町村立小・中学校等教育職員	4,942	41.9	17.4
	計	7,472	42.4	17.8
警察官		2,183	37.4	14.9

平成29年4月　全	14,592	42.2	18.0

（ウ)職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 / 給料表		計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
		%	%	%	%	%	%	%
全		100.0	79.6	7.6	12.7	0.1	61.8	38.2
一般職員	行政職	100.0	74.7	8.3	16.7	0.3	76.7	23.3
	研究職	100.0	94.7	2.9	2.4	－	79.9	20.1
	医療職(1)	100.0	100.0	－	－	－	70.4	29.6
	医療職(2)	100.0	83.2	16.8	－	－	56.4	43.6
	医療職(3)	100.0	36.7	50.2	13.0	－	34.0	66.0
	学校栄養職員	100.0	33.3	66.7	－	－	－	100.0
	学校事務職員	100.0	0.7	37.5	61.8	－	32.3	67.7
	計	100.0	69.6	12.0	18.1	0.2	71.5	28.5
教育職員	高等学校等教育職員	100.0	95.8	4.0	0.3	－	53.4	46.6
	県立中学校教育職員	100.0	96.3	3.7	－	－	59.3	40.7
	市町村立小・中学校等教育職員	100.0	91.7	8.3	0.0	－	43.6	56.4
	計	100.0	93.1	6.8	0.1	－	47.0	53.0
警察官		100.0	55.5	0.8	43.7	0.0	91.0	9.0

平成29年4月　全	100.0	79.3	8.0	12.6	0.1	61.9	38.1

（注）１　数値の表示単位未満は四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合もある。
　　２　表中0.0%となっている箇所は、該当者が僅少であり、表示単位未満を四捨五入した結果、ゼロ表示となったものである。

(エ)職員の給料表別平均給与月額

区分 / 給料表		給料	扶養手当	地域手当	小計	住居手当・管理職手当等	合計
		円	円	円	円	円	円
全		345,912	9,274	12,791	367,977	12,284	380,261
一般職員	行政職	333,806	11,175	15,974	360,955	14,129	375,084
	研究職	346,270	12,510	12,872	371,652	14,926	386,578
	医療職(1)	443,852	9,778	79,464	533,094	373,271	906,365
	医療職(2)	314,374	8,594	9,038	332,006	7,424	339,430
	医療職(3)	342,558	7,742	6,552	356,852	4,156	361,008
	学校栄養職員	335,726	5,722	7,699	349,147	4,502	353,649
	学校事務職員	320,139	5,592	7,660	333,391	5,947	339,338
	計	334,138	10,660	15,096	359,894	15,071	374,965
教育職員	高等学校等教育職員	378,886	8,572	13,102	400,560	8,949	409,509
	県立中学校教育職員	359,658	8,093	13,612	381,363	10,926	392,289
	市町村立小・中学校等教育職員	355,258	6,611	9,840	371,709	12,701	384,410
	計	363,120	7,272	10,948	381,340	11,444	392,784
警察官		312,850	13,083	14,038	339,971	9,032	349,003

平成29年4月　全	347,205	9,291	12,716	369,212	12,220	381,432
行政職	334,768	11,538	15,815	362,121	14,245	376,366

（注） 給料には、「給料の調整額」、「教職調整額等」、「平成18年切替に伴う経過措置額」を含む。

イ　民間給与関係

（ア）職種別民間給与実態調査の概要

平成30年の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

a　調査の目的と時期

この調査は、本県の職員の給与を検討するため、平成30年４月現在における民間給与の実態を調査したものである。

b　調査機関

和歌山県人事委員会、人事院等

c　調査の範囲

(a) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所282事業所

(b) 調査対象職種

76職種（うち行政職相当職種22職種　その他の職種54職種）

d　調査対象の抽出

(a) 標本事業所の抽出

cの(a)に記載した事業所を、組織、規模、産業によって17層に分類し、これらから133事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、（イ)産業別、規模別調査事業所数のとおりである。

(b) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

e　集　計

(a) 調査実人員

初任給関係415人（行政職に相当する調査実人員323人）、初任給関係以外の調査職種5,805人（行政職に相当する調査実人員4,739人）

（調査職種該当者（母集団）の推定数は17,450人であり、行政職に相当するものは、11,998人である。）

(b) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

（イ）産業別、規模別調査事業所数

規模 / 産業	規模計	事業所規模					企業規模		
		500人以上	300人以上500人未満	200人以上300人未満	100人以上200人未満	50人以上100人未満	500人以上	100人以上500人未満	50人以上100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	117	5	1	10	40	61	40	53	24
農業，林業、漁業、鉱業，採石業，砂利採取業、建設業	5	－	－	－	2	3	2	2	1
製造業	54	3	－	4	20	27	9	32	13
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業，郵便業	25	－	1	2	6	16	13	5	7
卸売業，小売業	5	1	－	－	2	2	2	2	1
金融業，保険業、不動産業，物品賃貸業	5	－	－	2	2	1	4	1	－
教育，学習支援業、医療，福祉、サービス業	23	1	－	2	8	12	10	11	2

（注）１　上記のほか、実地調査に際し、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が２所、調査不能の事業所が14所あった。

２　調査対象事業所133所から事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所２所を除いた131所に占める調査完了事業所117所の割合（調査完了率）は、89.3%である。

３　「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

（ウ）職種別、学歴別、企業規模別初任給

（単位：円）

職　　種	学　歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新卒事務員・技術者計	大学卒	206,511	213,741	195,838	※　202,000
	短大卒	188,344	※　189,554	183,899	X
	高校卒	165,688	168,376	164,728	161,649

（注）１　金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

２　大学卒の中には、大学院修士・博士課程修了者を含む。

３　「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。

４　「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

(エ)企業規模別、職種別、学歴別給与額等

職種名		調査実人員	平均年齢	平成30年4月分平均支給額			備考
				きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)－(B)	
		人	歳	円	円	円	
事務・技術関係職種	支店長	9	53.6	651,895	4,392	647,503	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	6	52.0	703,130	－	703,130	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	2	55.0	642,725	－	642,725	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	工場長	14	52.6	588,100	8,978	579,122	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	9	53.7	626,647	15,120	611,527	
	短大卒	－	－	－	－	－	
	高校卒	5	50.9	531,755	－	531,755	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	事務部長	127	52.4	597,269	1,973	595,296	・2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	100	52.2	609,979	781	609,198	
	短大卒	5	52.1	539,360	24,518	514,842	
	高校卒	20	52.8	531,030	3,071	527,959	
	中学卒	2	55.0	827,710	1,290	826,420	
	技術部長	84	52.7	617,375	3,911	613,464	同上
	大学卒	59	53.1	655,177	2,382	652,795	
	短大卒	5	55.8	627,664	－	627,664	
	高校卒	19	51.0	522,234	9,090	513,144	
	中学卒	1	X	X	X	X	
	事務部次長	69	52.7	555,128	105	555,023	・前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・中間職(部長－課長間)
	大学卒	57	52.5	557,300	67	557,233	
	短大卒	7	51.1	536,705	544	536,161	
	高校卒	4	57.7	498,524	－	498,524	
	中学卒	1	X	X	X	X	
	技術部次長	30	49.1	503,443	4,823	498,620	同上
	大学卒	15	47.3	526,233	1,215	525,018	
	短大卒	2	50.0	461,317	－	461,317	
	高校卒	13	50.8	488,274	9,313	478,961	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	事務課長	322	48.9	519,285	14,699	504,586	・2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	212	47.9	535,446	13,887	521,559	
	短大卒	30	49.7	461,329	35,504	425,825	
	高校卒	76	51.2	491,986	10,347	481,639	
	中学卒	4	56.5	672,650	554	672,096	
	技術課長	237	49.1	528,928	18,331	510,597	同上
	大学卒	120	48.2	551,390	15,527	535,863	
	短大卒	36	48.5	505,686	9,195	496,491	
	高校卒	81	50.6	509,498	25,608	483,890	
	中学卒	－	－	－	－	－	

(注)1　調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び平成30年4月分平均支給額をXとしている。
　　2　「中間職(部長－課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置づけられる者をいう。

職種名		調査実人員	平均年齢	平成30年4月分平均支給額			備考
				きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)－(B)	
		人	歳	円	円	円	
事務・技術関係職種	事務課長代理	278	46.4	451,175	21,984	429,191	・前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職(課長－係長間)
	大学卒	194	46.0	455,082	19,636	435,446	
	短大卒	26	46.3	431,421	63,146	368,275	
	高校卒	58	47.8	443,340	18,431	424,909	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	技術課長代理	136	47.0	507,555	40,645	466,910	同上
	大学卒	85	45.7	517,517	40,877	476,640	
	短大卒	16	47.9	490,503	22,607	467,896	
	高校卒	35	51.7	478,039	48,424	429,615	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	事務係長	353	46.4	430,212	57,593	372,619	係の長及び係長級専門職
	大学卒	157	43.7	430,724	63,727	366,997	
	短大卒	53	47.4	372,800	43,809	328,991	
	高校卒	141	48.9	450,046	54,638	395,408	
	中学卒	2	48.0	636,335	208,235	428,100	
	技術係長	249	45.5	514,916	62,787	452,129	同上
	大学卒	120	42.2	513,208	58,450	454,758	
	短大卒	33	44.9	461,682	34,051	427,631	
	高校卒	95	50.7	535,366	78,423	456,943	
	中学卒	1	X	X	X	X	
	事務主任	254	42.4	327,724	32,859	294,865	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職(係長－係員間)
	大学卒	125	40.1	338,529	36,507	302,022	
	短大卒	35	43.1	317,222	36,590	280,632	
	高校卒	92	45.1	318,848	27,593	291,255	
	中学卒	2	33.8	249,966	25,342	224,624	
	技術主任	237	42.9	420,771	57,073	363,698	同上
	大学卒	98	39.4	377,763	39,260	338,503	
	短大卒	34	42.4	380,480	48,976	331,504	
	高校卒	105	46.5	475,358	77,019	398,339	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	事務係員	1,280	36.6	293,218	33,484	259,734	
	大学卒	633	33.7	301,182	37,912	263,270	
	短大卒	209	39.0	263,780	25,695	238,085	
	高校卒	437	40.3	294,734	29,996	264,738	
	中学卒	1	X	X	X	X	
	技術係員	1,060	34.9	347,365	63,145	284,220	
	大学卒	426	32.7	344,902	67,903	276,999	
	短大卒	152	31.3	331,524	63,362	268,162	
	高校卒	477	38.8	358,249	58,282	299,967	
	中学卒	5	48.3	280,366	71,797	208,569	

(注)1 「中間職(課長－係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置づけられる者をいう。
2 「中間職(係長－係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置づけられる者をいう。

ウ　職員の給与と民間の給与との比較

職　　種	民間の給与 （Ａ）	職員の給与 （Ｂ）	較　　差 （Ａ）－（Ｂ）
行政職給料表関係	375,745 円	375,084 円	661 円 (0.18%)

３　勤務条件に関する措置の要求の状況

区　　分	前年度末未処理件数（事案件数） A	平成30.4.1～31.3.31の要求案件数（事案件数） B	平成30.4.1～31.3.31の処理件数（事案件数） C （D＋E）	左の内訳		平成31.3.31現在未処理件数（事案件数） F （A＋B－C）
				平成29年度末未処理件数のうち処理件数 D	平成30年度新規要求件数のうち処理件数 E	
措置要求	0 （0）	0 （0）	0 （0）	0	0	0 （0）

４　不利益処分に関する審査請求の状況

区　　分		前年度末未処理件数（事案件数） A	平成30.4.1～31.3.31の請求件数（事案件数） B	平成30.4.1～31.3.31の処理件数（事案件数） C （D＋E）	左の内訳		平成31.3.31現在未処理件数（事案件数） F （A＋B－C）
					平成29年度末未処理件数のうち処理件数 D	平成30年度新規請求件数のうち処理件数 E	
分限処分		0 （0）	0 （0）	0 （0）	0	0	0 （0）
懲戒処分		1 （1）	1 （1）	0 （0）	0	0	2 （2）
	免職	1 （1）	1 （1）	0 （0）	0	0	2 （2）
	戒告	0 （0）	0 （0）	0 （0）	0	0	0 （0）

和歌山県報

令和元年九月二十七日

号外

別冊